資料

「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

《調査の対象》　○都内の公立小学校　１，２６５校
　　○都内の公立中学校　　６２０〈１〉校
　　○都内の公立高等学校　　１９３校
　　○都内の公立特別支援学校　６３校

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。
※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。
　なお、〈　〉内の数値は、分校で内数である。
※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

〈目次〉

第Ⅰ章　小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況
1　調査について …… 2
2　調査結果の概要 …… 2
3　東京都教育委員会の取組 …… 2
4　今後の取組 …… 2
5　資料
(1)　暴力行為の発生状況 …… 3
(2)　対教師暴力の発生状況 …… 3
(3)　生徒間暴力の発生状況 …… 3
(4)　対人暴力の発生状況 …… 3
(5)　器物損壊の発生状況 …… 3
(6)　暴力行為の学年別加害児童・生徒数 …… 4
(7)　加害児童・生徒への特別な対応 …… 4
(8)　暴力行為の発生学校数・発生件数の推移 …… 5
第Ⅱ章　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況
1　調査について …… 7
2　調査結果の概要 …… 7
3　東京都教育委員会の取組 …… 7
4　今後の取組 …… 7
5　資料
(1)　いじめの認知状況 …… 8
(2)　いじめの認知件数の学年別内訳 …… 10
(3)　いじめの発見のきっかけ …… 10
(4)　いじめられた児童・生徒の相談状況 …… 11
(5)　いじめの態様 …… 11
(6)　いじめる児童・生徒への特別な対応 …… 12
(7)　いじめられた児童・生徒への特別な対応 …… 12
(8)　学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 …… 13
(9)　いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法 …… 14
(10)　いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する「重大事態」について …… 15
第Ⅲ章　小学校・中学校・特別支援学校（小学部及び中学部）における長期欠席の状況
1　調査について …… 16
2　調査結果の概要 …… 16
3　東京都教育委員会の取組 …… 16
4　今後の取組 …… 16
5　資料
(1)　長期欠席者数の状況(理由別長期欠席者数) …… 17
(2)　長期欠席者数の推移 …… 17
(3)　不登校児童・生徒の在籍学校数 …… 19
(4)　不登校児童・生徒数の推移 …… 19
(5)　不登校児童・生徒の欠席期間別内訳 …… 19
(6)　不登校児童・生徒数の学年別内訳 …… 20
(7)　不登校児童・生徒への指導結果の状況 …… 20
(8)　不登校児童・生徒について把握した事実 …… 21
(9)　相談・指導等を受けた学校内外の機関等 …… 22
(10)　不登校児童・生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数 …… 23
(11)　不登校児童・生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について …… 23
第Ⅳ章　高等学校・特別支援学校（高等部）における長期欠席の状況
1　調査について …… 25
2　調査結果の概要 …… 25
3　東京都教育委員会の取組 …… 25
4　今後の取組 …… 25
5　資料
(1)　長期欠席者数の推移 …… 26
(2)　長期欠席理由別の推移 …… 26
(3)　学年別長期欠席理由 …… 27
(4)　不登校生徒数の推移 …… 28
(5)　不登校生徒について把握した事実 …… 29
(6)　不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況 …… 29
第Ⅴ章　高等学校・特別支援学校（高等部）における中途退学者数等の状況
1　調査について …… 30
2　調査結果の概要 …… 30
3　東京都教育委員会の取組 …… 30
4　資料
(1)　高等学校及び特別支援学校（高等部）中途退学者の状況・推移 …… 31
(2)　高等学校及び特別支援学校（高等部）中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳 …… 32
(3)　高等学校（通信制を除く）及び特別支援学校（高等部）中途退学者数・退学率の推移 …… 33
(4)　高等学校及び特別支援学校（高等部）原級留置者の状況・推移 …… 34
第Ⅵ章　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における自殺の状況
1　資料
(1)　自殺に係る調査を実施した件数 …… 35
第Ⅶ章　出席停止の措置の状況
1　資料
(1)　出席停止の措置が採られた小中学校数 …… 35

第Ⅰ章　小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1　調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設･設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とする。

「対教師暴力」の例：指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
　　教師の胸ぐらをつかんだ。
「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
　　双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。
　　学校備品（カーテン、掃除用具等）を故意に壊した。

2　調査結果の概要　　※（　）内数値は、令和６年度結果

※　暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

(1)　暴力行為の発生状況は、小学校では全体の 33.2％（29.4％）にあたる 420 校（373 校）で 2,408 件（2,418 件）、中学校では全体の 48.4％（45.2％）にあたる 300 校（281 校）で 1,711 件（1,507 件）、高等学校では全体の 12.4％（11.5％）にあたる 24 校（22 校）で 53 件（30 件）である。

(2)　対教師暴力は、小学校では全体の 11.1％（12.7％）にあたる 140 校（161 校）で 349 件（570 件）、中学校では全体の 12.1％（12.5％）にあたる 75 校（78 校）で 129 件（146 件）、高等学校では全体の 1.0％（0.5％）にあたる２校（1 校）で２件（1 件）発生している。

(3)　生徒間暴力は、小学校では全体の 26.9％（22.6％）にあたる 340 校（287 校）で 1,680 件（1,463 件）、中学校では全体の 43.2％（37.0％）にあたる 268 校（230 校）で 1,164 件（984 件）、高等学校では全体の 9.3％（8.3％）にあたる 18 校（16 校）で 27 件（19 件）発生している。

(4)　対人暴力は、小学校では全体の 1.9 ％（1.9％）にあたる 24 校（24 校）で 75 件（55 件）、中学校では全体の 3.9％（3.4％）にあたる 24 校（21 校）で 36 件（36 件）、高等学校では全体の 2.1％（4.7％）にあたる４校（9 校）で４件（9 件）発生している。

(5)　器物損壊は、小学校では全体の 9.9％（9.3％）にあたる 125 校（118 校）で 304 件（330 件）、中学校では全体の 20.8％（21.5％）にあたる 129 校（134 校）で 382 件（341 件）、高等学校では全体の 3.1％（0.5％）にあたる６校（1 校）で 20 件（1 件）発生している。

(6)　暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では第４学年が 387 人、中学校では第１学年が 738 人、高等学校では第１学年が 45 人で最も多い。

(7)　令和７年度の暴力行為は、令和６年度と比較すると、発生学校数は、小学校、中学校、高等学校で増加した。発生件数は小学校で減少し、中学校、高等学校で増加した。

3　東京都教育委員会の取組

(1)　東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び都立学校への指導・助言を行っている。

(2)　区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導に関わる通知を発出し、問題行動等の再発防止を徹底している。

令和６年度には暴力行為のない学校づくりリーフレット「みんなで育てよう！安心して過ごせる学校作りに向けた想いや行動」を作成し、暴力行為の未然防止、前兆行動の早期発見・早期対応、発生時の対応方法、PDCA サイクルの視点で教育活動を見直し、課題を改善するため、取組等を周知した。

(3)　都内公立小･中･高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置している。

(4)　「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等校長連絡会」、「生活指導主任連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。

(5)　全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・警察等の関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。

(6)　学校・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員等の関係機関・関係者との緊密な連携の下に、個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。

(7)　全教職員を対象とした、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校づくりなどに関する研修を実施している。

(8)　スクールカウンセラーに対し、「児童・生徒の安全性の確保」や暴力行為の防止に関する研修を実施している。

4　今後の取組

(1)　都内全公立学校の生活指導主任を対象とした連絡会等において、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることの重要性を引き続き伝えていくとともに、各校における取組をより効果的なものにできるよう具体的な実践事例を共有する。

(2)　全教職員が、生活指導の基礎を改めて確認できるよう、令和８年７月に東京都教育委員会が作成したオンデマンド型の研修教材「暴力行為のない学校づくりに向けて」を生活指導担当指導主事連絡会や生活指導主任連絡会で周知し、校内研修等における活用を図る。

5 資料

(1)　暴力行為の発生状況　（表１－１）

項目／校種	学校総数 (A)	発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×100	発生件数 (C)	１校当たりの件数　C/A
小学校	1,265	420	33.2	2,408	1.90
中学校	620	300	48.4	1,711	2.76
高等学校	193	24	12.4	53	0.27

※　本資料に記載されている割合は、表ごとに定めた桁数で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2)　対教師暴力の発生状況　（表１－２）

項目／校種	学校総数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,265	140　（ 0.11 ）	349　（ 0.28 ）	231　（ 0.66 ）
中学校	620	75　（ 0.12 ）	129　（ 0.21 ）	102　（ 0.79 ）
高等学校	193	2　（ 0.01 ）	2　（ 0.01 ）	2　（ 1.00 ）

※　表中の（ ）は、発生学校数欄が発生学校数/学校総数、発生件数欄が発生件数/学校総数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(3)　生徒間暴力の発生状況　（表１－３）

項目／校種	学校総数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,265	340　（ 0.27 ）	1,680　（ 1.33 ） うち、警察に相談通報した件数　62	1,520　（ 0.90 ）
中学校	620	268　（ 0.43 ）	1,164　（ 1.88 ） うち、警察に相談通報した件数　45	1,239　（ 1.06 ）
高等学校	193	18　（ 0.09 ）	27　（ 0.14 ） うち、警察に相談通報した件数　6	39　（ 1.44 ）

※　表中の（ ）は、発生学校数欄が発生学校数/学校総数、発生件数欄が発生件数/学校総数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(4)　対人暴力の発生状況　（表１－４）

項目／校種	学校総数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,265	24　（ 0.02 ）	75　（ 0.06 ）	62　（ 0.83 ）
中学校	620	24　（ 0.04 ）	36　（ 0.06 ）	42　（ 1.17 ）
高等学校	193	4　（ 0.02 ）	4　（ 0.02 ）	3　（ 0.75 ）

※　表中の（ ）は、発生学校数欄が発生学校数/学校総数、発生件数欄が発生件数/学校総数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。
※　加害者は児童・生徒である。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒である。

(5)　器物損壊の発生状況　（表１－5）

項目／校種	学校総数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,265	125　（ 0.10 ）	304　（ 0.24 ）	284　（ 0.93 ）
中学校	620	129　（ 0.21 ）	382　（ 0.62 ）	414　（ 1.08 ）
高等学校	193	6　（ 0.03 ）	20　（ 0.10 ）	38　（ 1.90 ）

※　表中の（ ）は、発生学校数欄が発生学校数/学校総数、発生件数欄が発生件数/学校総数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(6)　暴力行為の学年別加害児童・生徒数

（表１－６）［単位：人］

学年／校種	第１学年		第２学年		第３学年		第４学年		第５学年		第６学年		合計
小学校	239	(12.33)	312	(16.09)	321	(16.55)	387	(19.96)	365	(18.82)	315	(16.25)	1,939
中学校	738	(42.83)	590	(34.24)	395	(22.93)							1,723
高等学校	45	(54.88)	26	(31.71)	10	(12.20)	1	(1.22)					82

※　表中の（　）内は、該当する児童・生徒数/加害児童・生徒区分別総数×100(%)を表す。

(7)　加害児童・生徒への特別な対応

（表１－7）［単位：件］

区分＼校種		小学校	中学校	高等学校	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		248 (10.3)	89 (5.2)	38 (71.7)	375 (9.0)
校長、教頭が指導した。		658 (27.3)	212 (12.4)	45 (84.9)	915 (21.9)
別室で授業等を行った。		113 (4.7)	79 (4.6)	23 (43.4)	215 (5.2)
年度途中に学級替えをした。		4 (0.2)	1 (0.1)	0 (0.0)	5 (0.1)
退学・転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	3 (0.1)	2 (0.1)	4 (7.5)	9 (0.2)
停学				0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止		0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎				0 (0.0)	0 (0.0)
訓告		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
保護者への報告		1,578 (65.5)	1,450 (84.7)	45 (84.9)	3,073 (73.7)
被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導		1,349 (56.0)	1,154 (67.4)	35 (66.0)	2,538 (60.8)
警察、児童相談所、首長部局、病院等の関係機関等との連携		320 (13.3)	206 (12.0)	13 (24.5)	539 (12.9)
計		4,273 (177.5)	3,193 (186.6)	203 (383.0)	7,669 (183.8)

※　複数選択となっている。

※　（　）内は、該当する件数/暴力行為の発生件数×100(%)

※　退学・転学のうち、「その他」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

(8)　暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

（表１－８）

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率（%）	発生件数
対教師暴力	小学校	３年度	1,274	85	6.7	324
		４年度	1,274	117	9.2	380
		５年度	1,270	129	10.2	403
		６年度	1,269	161	12.7	570
		７年度	1,265	140	11.1	349
	中学校	３年度	622	46	7.4	79
		４年度	622	47	7.6	70
		５年度	621	64	10.3	111
		６年度	622	78	12.5	146
		７年度	620	75	12.1	129
	高等学校	３年度	192	0	0.0	0
		４年度	192	0	0.0	0
		５年度	192	2	1.0	2
		６年度	192	1	0.5	1
		７年度	193	2	1.0	2
生徒間暴力	小学校	３年度	1,274	150	11.8	740
		４年度	1,274	208	16.3	1,209
		５年度	1,270	297	23.4	1,259
		６年度	1,269	287	22.6	1,463
		７年度	1,265	340	26.9	1,680
	中学校	３年度	622	177	28.5	595
		４年度	622	190	30.5	686
		５年度	621	229	36.9	883
		６年度	622	230	37.0	984
		７年度	620	268	43.2	1,164
	高等学校	３年度	192	4	2.1	4
		４年度	192	5	2.6	5
		５年度	192	12	6.3	14
		６年度	192	16	8.3	19
		７年度	193	18	9.3	27

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率（%）	発生件数
対人暴力	小学校	３年度	1,274	15	1.2	56
		４年度	1,274	15	1.2	24
		５年度	1,270	27	2.1	40
		６年度	1,269	24	1.9	55
		７年度	1,265	24	1.9	75
	中学校	３年度	622	10	1.6	17
		４年度	622	13	2.1	14
		５年度	621	22	3.5	30
		６年度	622	21	3.4	36
		７年度	620	24	3.9	36
	高等学校	３年度	192	3	1.6	3
		４年度	192	6	3.1	7
		５年度	192	7	3.6	9
		６年度	192	9	4.7	9
		７年度	193	4	2.1	4
器物損壊	小学校	３年度	1,274	64	5.0	129
		４年度	1,274	112	8.8	291
		５年度	1,270	127	10.0	262
		６年度	1,269	118	9.3	330
		７年度	1,265	125	9.9	304
	中学校	３年度	622	76	12.2	170
		４年度	622	89	14.3	206
		５年度	621	134	21.6	319
		６年度	622	134	21.5	341
		７年度	620	129	20.8	382
	高等学校	３年度	192	2	1.0	2
		４年度	192	0	0.0	0
		５年度	192	0	0.0	0
		６年度	192	1	0.5	1
		７年度	193	6	3.1	20

※ 発生率の欄が発生学校数/学校総数×100(%)

図１　暴力行為の発生件数の推移

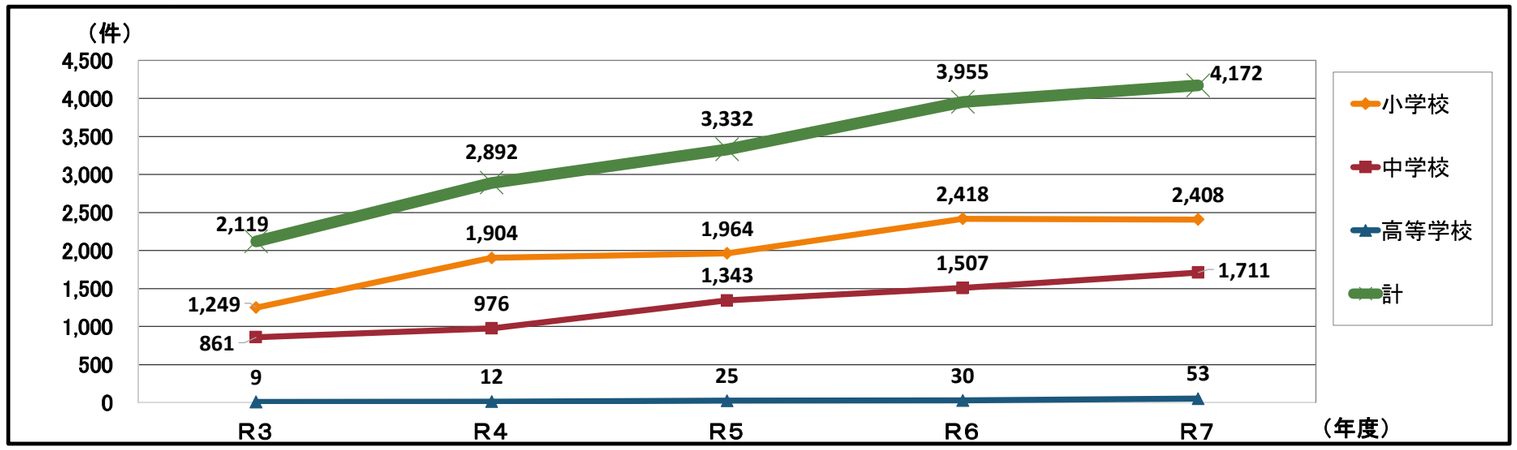


図２　対教師暴力の発生件数の推移

図３　生徒間暴力の発生件数の推移

図４　対人暴力の発生件数の推移

図５　器物損壊の発生件数の推移

第Ⅱ章　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

１　調査について

調査対象のいじめはいじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

> 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第２条第１項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

２　調査結果の概要　　※（　）内数値は、令和６年度結果

(1)　いじめの認知状況は小学校では全体の98.7%（98.5%）にあたる1,248校（1,250校）で70,440件（69,388件）、中学校では全体の96.1%（94.5%）にあたる596校（588校）で7,845件（7,815件）、高等学校では全体の41.7%（41.0%）にあたる98校（96校）で210件（207件）、特別支援学校の小学部（以下「小学部」という。）では全体の14.6%にあたる７校で18件、特別支援学校の中学部（以下「中学部」という。）では全体の8.9%にあたる４校で７件、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）では全体の18.6%にあたる８校で63件認知されている。解消しているいじめの件数は小学校では認知件数の75.8%（76.6%）にあたる53,374件（53,123件）、中学校では77.7%（76.9%）にあたる6,094件（6,007件）、高等学校では82.9%（86.0%）にあたる174件（178件）、小学部では100%にあたる18件、中学部では100%にあたる７件、高等部では95.2%にあたる60件である。

(2)　いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では第１学年が19.8%（20.9%）にあたる13,915件（14,529件）、中学校では第１学年が51.4%（52.7%）にあたる4,030件（4,122件）、高等学校では第１学年が52.4%（57.0%）にあたる110件（118件）、小学部では第６学年が33.3%にあたる６件、中学部では第１学年が42.9%にあたる３件、高等部では第２学年が39.7%にあたる25件で最も多い。

(3)　いじめの発見のきっかけは、小学校、中学校、特別支援学校では「アンケート調査など学校の取組により発見した。」が、高等学校では「本人からの訴え」が最も多い。

(4)　いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談した。」が、小学校63,485件（63,074件）、中学校6,103件（6,299件）、高等学校136件（131件）、小学部12件、中学部７件、高等部55件で最も多い。また、「誰にも相談していない。」は、小学校617件（750件）、中学校206件（175件）、高等学校25件（５件）、小学部と中学部が０件、高等部が４件で、合計は852件（930件）であり、昨年度より78件減少している。

(5)　いじめの態様は、全校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多い。

(6)　いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が、中学校と高等学校では「保護者への報告」が、小学部と中学部では「警察、児童相談所、首長部局、病院等の関係機関等との連携」が、高等部では「別室で授業等を行った。」が最も多い。

(7)　いじめられた児童・生徒への特別な対応は、小学校、中学校及び高等学校では「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。」が、小学部で「児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）」が、中学部で「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。」と「児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）」が、高等部で「別室の提供や常時教職員が付くなどして心身の安全を確保した。」が最も多い。

(8)　学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。」、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。」、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。」、「学校・警察連絡員の指定を行った。」、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。」、「地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。」、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。」、「いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」の項目は、全校で取り組んでいる。

(9)　いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、「アンケート調査の実施」を全校で取り組んでおり、次いで「個別面談の実施」が多い。

３　東京都教育委員会の取組

(1)　年２回、都内全公立学校で「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、いじめ防止に向けた取組の充実を図り、各学校及び教職員が、いじめ防止対策の成果や課題に自ら気付き、ＰＤＣＡサイクルの中で改善を図れるようにしている。

(2)　都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校第５学年、中学校第１学年、高等学校第１学年を対象に全員面接を実施し、いじめの未然防止、早期発見を行っている。

(3)　令和７年６月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第３次】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底を図った。

(4)　各学校において年３回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談（フリーダイヤル）、メール相談や来所相談等に加え、「相談ほっとＬＩＮＥ＠東京」によるＳＮＳ等教育相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。

(5)　児童・生徒のよさや成長、気になる様子を共有する校内の仕組みづくり、教員への助言、教員と共にいじめの未然防止、早期発見、早期対応、いじめ重大事態に対処し、子供たちの安心・安全な校内環境を確保するための核となる人材を配置する。

(6)　「考えよう！いじめ・ＳＮＳ＠Ｔｏｋｙｏ」ウェブページ等、教育相談の充実を図った。

(7)　学校が、保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、都教育委員会が開発した、「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」の活用をいじめ総合対策に記載し、紹介した。

(8)　令和４年５月に、児童・生徒向けリーフレット「学校のみんなが安心して過ごせるようにするために」を作成・配布し、児童・生徒がいじめ防止対策推進法の趣旨や学校のいじめに関わる取組等を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。また、令和５年２月「いじめ対応で改めて留意する事項10」を作成・配布し、自校のいじめ防止の取組状況を見直し、課題を明確にして改善を図ることができるようにした。

(9)　「発達支持的生徒指導の取組」や「いじめ防止授業」について、指導事例を共有し、意見交換を行うなどの協議を生活指導担当者連絡会等で実施する。

(10)　子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を、今後の施策に反映させる。

(11)　いじめ重大事態の調査報告書等から、重大事態の発生要因やその対応等について、共通課題や、解決に至った経緯等を参考に、いじめ重大事態への対処に関する必要な取組内容を検討する。

４　今後の取組

(1)　「いじめ総合対策【第３次】」の周知を徹底するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、いじめ総合対策【子供版】の活用について、高校生いじめ防止協議会での検討などを踏まえ、普及・啓発する。

(2)　都内全公立学校の生活指導主任を対象とした連絡会等において、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることの重要性を引き続き伝えていくとともに、各校における取組をより効果的なものにできるよう具体的な実践事例を共有する。

5　資料

(1)　いじめの認知状況

（表２－１）

	項目＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	特別支援学校 小計	計
認知状況	学校総数（A）	1,265 (1,269)	620 (622)	235 (234)	48 (－)	45 (－)	43 (－)	63 (64)	2,183 (2,189)
	認知学校数（B）	1,248 (1,250)	596 (588)	98 (96)	7 (－)	4 (－)	8 (－)	14 (14)	1,956 (1,948)
	認知件数（C）	70,440 (69,388)	7,845 (7,815)	210 (207)	18 (－)	7 (－)	63 (－)	88 (69)	78,583 (77,479)
	認知学校率 B／A×100	98.7 (98.5)	96.1 (94.5)	41.7 (41.0)	14.6 (－)	8.9 (－)	18.6 (－)	22.2 (21.9)	89.6 (89.0)
	1校当たり件数 C／A（件）	55.7 (54.7)	12.7 (12.6)	0.9 (0.9)	0.4 (－)	0.2 (－)	1.5 (－)	1.4 (1.1)	36.0 (35.4)
現在の状況	解消しているもの（日常的に観察継続中）	53,374 (53,123)	6,094 (6,007)	174 (178)	18 (－)	7 (－)	60 (－)	85 (64)	59,727 (59,372)
	解消率（％）	75.8 (76.6)	77.7 (76.9)	82.9 (86.0)	100.0 (－)	100.0 (－)	95.2 (－)	96.6 (92.8)	76.0 (76.6)
	解消に向けて取組中(D) いじめを認知してから３か月以上経過しているもの	4,881 (3,822)	704 (669)	19 (15)	0 (－)	0 (－)	1 (－)	1 (4)	5,605 (4,510)
	(%)	6.9 (5.5)	9.0 (8.6)	9.0 (7.2)	0.0 (－)	0.0 (－)	1.6 (－)	1.1 (5.8)	7.1 (5.8)
	解消に向けて取組中(E) いじめを認知してから３か月経過していないもの	12,157 (12,423)	1,038 (1,127)	7 (9)	0 (－)	0 (－)	2 (－)	2 (0)	13,204 (13,559)
	(%)	17.3 (17.9)	13.2 (14.4)	3.3 (4.3)	0.0 (－)	0.0 (－)	3.2 (－)	2.3 (0.0)	16.8 (17.5)
	解消に向けて取組中 D＋E	17,038 (16,245)	1,742 (1,796)	26 (24)	0 (－)	0 (－)	3 (－)	3 (4)	18,809 (18,069)
	(%)	24.2 (23.4)	22.2 (23.0)	12.4 (11.6)	0.0 (－)	0.0 (－)	4.8 (－)	3.4 (5.8)	23.9 (23.3)
	その他	28 (20)	9 (12)	10 (5)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (1)	47 (38)
	(%)	0.04 (0.03)	0.11 (0.15)	4.76 (2.42)	0.00 (－)	0.00 (－)	0.00 (－)	0.00 (1.45)	0.06 (0.05)

※　（ ）内は令和６年度の数値を表している。
※　高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。
※　「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
　①　いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
　②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
※　「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、「解消しているもの（日常的に観察継続中）」、「解消に向けて取組中(D)」、「解消に向けて取組中(E)」に該当しないものとする。

図６　いじめの認知件数の推移

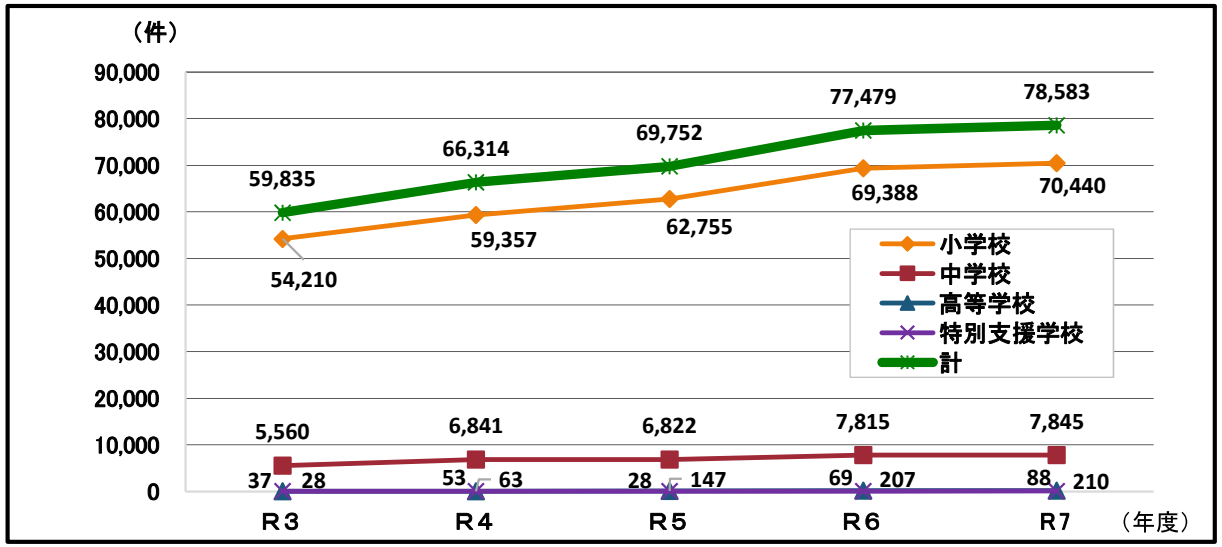
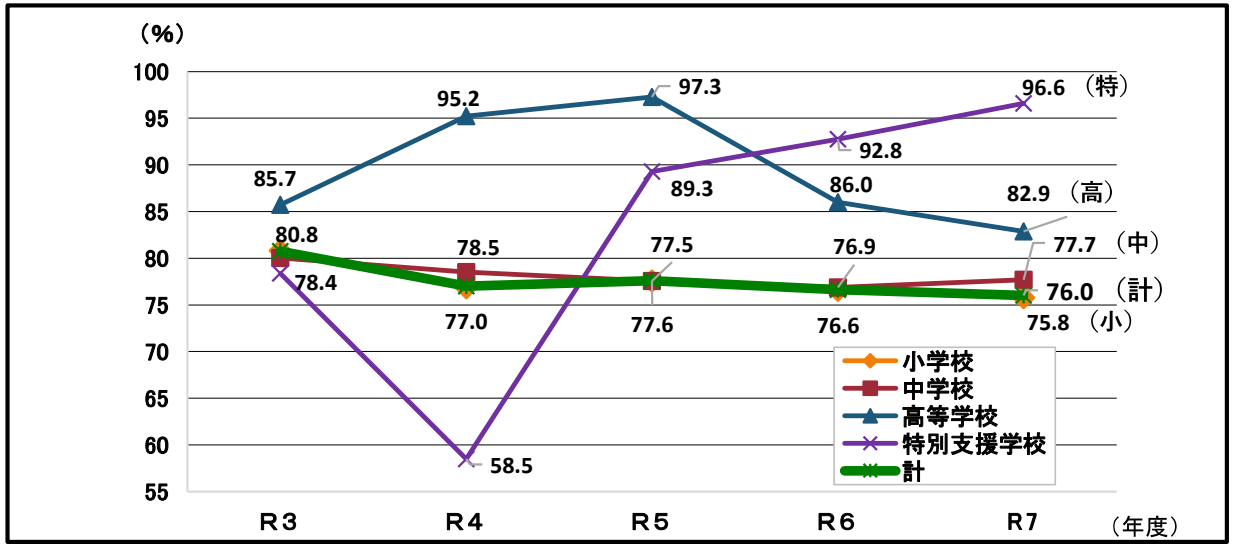


図７　解消しているもの（日常的に観察継続中）の割合



(2)　いじめの認知件数の学年別内訳　　（表２－２）

校種＼学年	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校						計
							小学部		中学部		高等部		
	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）
計	70,440		7,845		210		18		7		63		78,583
第１学年	13,915	19.8	4,030	51.4	110	52.4	1	5.6	3	42.9	22	34.9	
第２学年	13,886	19.7	2,476	31.6	75	35.7	0	0.0	2	28.6	25	39.7	
第３学年	12,777	18.1	1,339	17.1	25	11.9	5	27.8	2	28.6	16	25.4	
第４学年	12,073	17.1			0	0.0	5	27.8					
第５学年	10,214	14.5					1	5.6					
第６学年	7,575	10.8					6	33.3					

※　高等学校定時制課程等の第４学年以上は、第４学年として取り扱う。
※　割合は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(3)　いじめの発見のきっかけ　　（表２－３）［単位：件］

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			計
				小学部	中学部	高等部	
学校の教職員等が発見した。	51,333 (72.9)	4,116 (52.5)	59 (28.1)	16 (88.9)	5 (71.4)	47 (74.6)	55,576 (70.7)
内訳 学級担任が発見した。	5,792	652	18	2	2	0	6,466
内訳 学級担任以外の教職員が発見した。（養護教諭、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等の相談員を除く。）	800	452	11	5	0	1	1,269
内訳 養護教諭が発見した。	119	43	2	0	0	0	164
内訳 ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等の相談員が発見した。	233	34	0	0	0	0	267
内訳 ｱﾝｹｰﾄ調査など学校の取組により発見した。	44,389	2,935	28	9	3	46	47,410
学校の教職員以外からの情報により発見した。	19,107 (27.1)	3,729 (47.5)	151 (71.9)	2 (11.1)	2 (28.6)	16 (25.4)	23,007 (29.3)
内訳 本人からの訴え	10,225	2,024	106	1	0	12	12,368
内訳 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	6,284	1,111	30	1	1	3	7,430
内訳 児童生徒(本人を除く。)からの情報	1,785	414	9	0	1	1	2,210
内訳 保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	685	145	5	0	0	0	835
内訳 地域の住民からの情報	28	5	0	0	0	0	33
内訳 学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	79	23	0	0	0	0	102
内訳 その他(匿名による投書など)	21	7	1	0	0	0	29
計	70,440	7,845	210	18	7	63	78,583

※　（　）内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(4)　いじめられた児童・生徒の相談状況　　（表２－４）［単位：件］

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	計
学級担任に相談した。	63,485 (90.1)	6,103 (77.8)	136 (64.8)	12 (66.7)	7 (100.0)	55 (87.3)	69,798 (88.8)
学級担任以外の教職員に相談した(養護教諭、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等の相談員を除く。）。	2,921 (4.1)	1,446 (18.4)	55 (26.2)	6 (33.3)	0 (0.0)	6 (9.5)	4,434 (5.6)
養護教諭に相談した。	1,572 (2.2)	320 (4.1)	22 (10.5)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	1,915 (2.4)
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	1,723 (2.4)	317 (4.0)	35 (16.7)	2 (11.1)	1 (14.3)	1 (1.6)	2,079 (2.6)
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	206 (0.3)	77 (1.0)	5 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	288 (0.4)
保護者や家族等に相談した。	11,671 (16.6)	1,778 (22.7)	67 (31.9)	3 (16.7)	1 (14.3)	3 (4.8)	13,523 (17.2)
友人に相談した。	2,691 (3.8)	491 (6.3)	27 (12.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3,209 (4.1)
その他の人（地域の人など）に相談した。	114 (0.2)	9 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	123 (0.2)
誰にも相談していない。	617 (0.9)	206 (2.6)	25 (11.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (6.3)	852 (1.1)
計	85,000 (120.7)	10,747 (137.0)	372 (177.1)	23 (127.8)	10 (142.9)	69 (109.5)	96,221 (122.4)

※　複数選択となっている。

※　（　）内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(5)　いじめの態様　　（表２－５）［単位：件］

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	計
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	44,815 (63.6)	5,339 (68.1)	136 (64.8)	11 (61.1)	3 (42.9)	26 (41.3)	50,330 (64.0)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	7,991 (11.3)	634 (8.1)	43 (20.5)	2 (11.1)	0 (0.0)	2 (3.2)	8,672 (11.0)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	16,120 (22.9)	1,135 (14.5)	18 (8.6)	2 (11.1)	2 (28.6)	16 (25.4)	17,293 (22.0)
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2,455 (3.5)	268 (3.4)	4 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	2,728 (3.5)
金品をたかられる。	521 (0.7)	71 (0.9)	10 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.8)	605 (0.8)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2,385 (3.4)	320 (4.1)	7 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	2,713 (3.5)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4,762 (6.8)	418 (5.3)	10 (4.8)	5 (27.8)	1 (14.3)	6 (9.5)	5,202 (6.6)
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1,061 (1.5)	651 (8.3)	51 (24.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	1,764 (2.2)
卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。	299 (0.4)	109 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (1.6)	410 (0.5)
その他	1,180 (1.7)	112 (1.4)	4 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (9.5)	1,302 (1.7)
計	81,589 (115.8)	9,057 (115.4)	283 (134.8)	20 (111.1)	7 (100.0)	63 (100.0)	91,019 (115.8)

※　複数選択となっている。

※　（　）内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(6)　いじめる児童・生徒への特別な対応　　（表２－６）[単位：件]

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	計
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	1,439 (2.0)	208 (2.7)	87 (41.4)	5 (27.8)	3 (42.9)	5 (7.9)	1,747 (2.2)
校長、教頭が指導した。	2,554 (3.6)	210 (2.7)	92 (43.8)	5 (27.8)	0 (0.0)	3 (4.8)	2,864 (3.6)
別室で授業等を行った。	281 (0.4)	100 (1.3)	43 (20.5)	0 (0.0)	1 (14.3)	16 (25.4)	441 (0.6)
年度途中に学級替えをした。	9 (0.01)	2 (0.03)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (0.01)
退学・転学　懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
退学・転学　その他	5 (0.01)	3 (0.04)	8 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (0.02)
停学			1 (0.5)			0 (0.0)	1 (0.001)
出席停止	0 (0.0)	0 (0.0)					0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎			1 (0.5)			0 (0.0)	1 (0.001)
訓告	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
保護者への報告	34,643 (49.2)	5,819 (74.2)	134 (63.8)	6 (33.3)	2 (28.6)	8 (12.7)	40,612 (51.7)
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	34,970 (49.6)	4,399 (56.1)	78 (37.1)	12 (66.7)	4 (57.1)	6 (9.5)	39,469 (50.2)
警察、児童相談所、首長部局、病院等の関係機関等との連携	500 (0.7)	214 (2.7)	25 (11.9)	16 (88.9)	6 (85.7)	7 (11.1)	768 (1.0)
計	74,401 (105.6)	10,955 (139.6)	469 (223.3)	44 (244.4)	16 (228.6)	45 (71.4)	85,930 (109.3)

※　複数選択となっている。

※　（ ）内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

※　退学・転学のうち、「その他」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

(7)　いじめられた児童・生徒への特別な対応　　（表２－７）[単位：件]

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	計
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	2,013 (2.9)	547 (7.0)	118 (56.2)	5 (27.8)	3 (42.9)	7 (11.1)	2,693 (3.4)
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	1,075 (1.5)	514 (6.6)	49 (23.3)	1 (5.6)	2 (28.6)	19 (30.2)	1,660 (2.1)
緊急避難として欠席させた。	18 (0.03)	18 (0.2)	9 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (0.1)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	183 (0.3)	223 (2.8)	9 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	416 (0.5)
年度途中に学級替えをした。	19 (0.03)	2 (0.03)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (0.03)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	1,195 (1.7)	382 (4.9)	44 (21.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	1,622 (2.1)
児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	131 (0.2)	41 (0.5)	6 (2.9)	8 (44.4)	3 (42.9)	3 (4.8)	192 (0.2)
警察、首長部局、病院等の関係機関等との連携	202 (0.3)	140 (1.8)	27 (12.9)	1 (5.6)	0 (0.0)	2 (3.2)	372 (0.5)
計	4,836 (6.9)	1,867 (23.8)	262 (124.8)	15 (83.3)	8 (114.3)	33 (52.4)	7,021 (8.9)

※　複数選択となっている。

※　（ ）内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

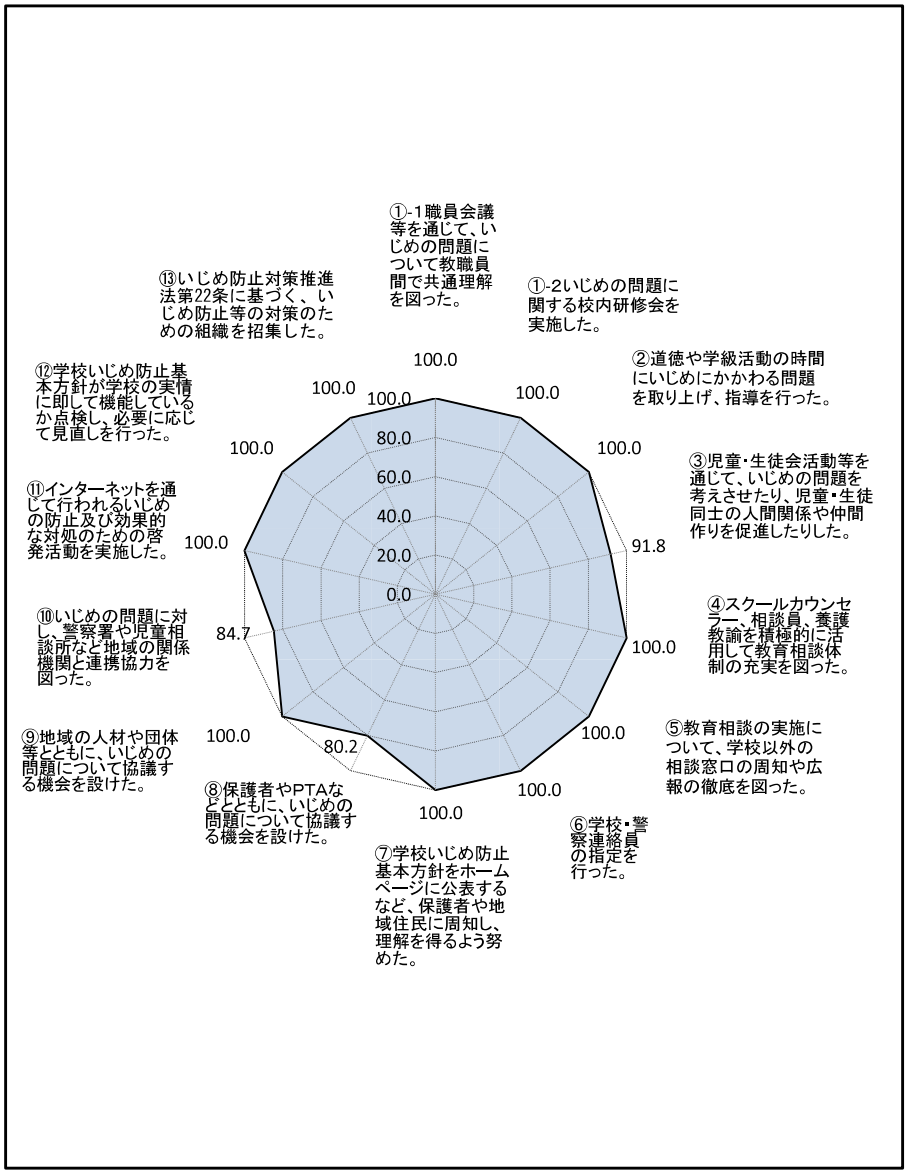
(8)　学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

（表２－８）［単位：校］

区分＼校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
①-1	職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
①-2	いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
②	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
③	児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,214 (96.0)	595 (96.0)	131 (55.7)	63 (100.0)	2,003 (91.8)
④	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑤	教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑥	学校・警察連絡員の指定を行った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑦	学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑧	保護者やＰＴＡなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	1,068 (84.4)	512 (82.6)	107 (45.5)	63 (100.0)	1,750 (80.2)
⑨	地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑩	いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力を図った。	1,100 (87.0)	551 (88.9)	137 (58.3)	62 (98.4)	1,850 (84.7)
⑪	インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑫	学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
⑬	いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	63 (100.0)	2,183 (100.0)
計		17,297	8,478	2,960	881	29,616

※　複数選択となっている。　　※　（　）内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

図8　学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



(9)　いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法　　（表２－９）［単位：校］

区分＼校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	計
アンケート調査の実施	1,265 (100.0)	620 (100.0)	235 (100.0)	48 (100.0)	45 (100.0)	43 (100.0)	2,256 (100.0)
個別面談の実施	912 (72.1)	463 (74.7)	126 (53.6)	22 (45.8)	21 (46.7)	19 (44.2)	1,563 (69.3)
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	166 (13.1)	426 (68.7)	5 (2.1)	4 (8.3)	4 (8.9)	6 (14.0)	611 (27.1)
家庭訪問	101 (8.0)	177 (28.5)	5 (2.1)	3 (6.3)	3 (6.7)	2 (4.7)	291 (12.9)
その他	29 (2.3)	18 (2.9)	3 (1.3)	2 (4.2)	2 (4.4)	1 (2.3)	55 (2.4)
計	2,473 (195.5)	1,704 (274.8)	374 (159.1)	79 (164.6)	75 (166.7)	71 (165.1)	4,776 (211.7)

※　複数選択となっている。
※　（　）内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する「重大事態」について

区分	〔１〕法第28条第１項に規定する「重大事態」が発生した学校数［単位：校］	〔２〕法第28条第１項に規定する「重大事態」の発生件数［単位：件］														
			①　うち、法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」について									②うち、法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」について				
				ア　重大な被害の態様				イ　調査状況					ア　調査状況			
								（ア）調査済みの件数					（ア）調査済みの件数			
									調査の結果					調査の結果		
			第１号重大事態の発生件数	（ア）生命	（イ）身体	（ウ）精神	（エ）金品等		いじめが確認されたもの	いじめが確認されなかったもの	（イ）調査中の件数	第２号重大事態の発生件数		いじめが確認されたもの	いじめが確認されなかったもの	（イ）調査中の件数
小学校	75	87	60	3	18	34	5	44	42	2	16	47	28	27	1	19
中学校	37	48	31	3	6	19	3	22	21	1	9	21	14	14	0	7
高等学校	11	11	10	0	2	7	1	5	5	0	5	4	1	1	0	3
特別支援学校 小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校 中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校 高等部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	123	146	101	6	26	60	9	71	68	3	30	72	43	42	1	29

区分	〔３〕法第28条第１項に規定する「重大事態」の調査主体［単位：件］									〔４〕法第28条第１項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第２項及び同法第31条第２項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数［単位：件］		
	当該学校が調査主体となった件数			当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数			調査主体を検討中の件数			地方公共団体の長等において調査の結果について調査（再調査）を行った件数		
		うち、法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」の発生件数		うち、法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	71	48	35	13	9	9	3	3	3	2	2	2
中学校	35	21	16	11	8	5	2	2	0	1	1	1
高等学校	7	7	1	2	1	1	2	2	2	2	1	1
特別支援学校 小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校 中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校 高等部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	113	76	52	26	18	15	7	7	5	5	4	4

※　法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第２号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※　１件の重大事態が、法第28条第１項第１号及び同第２号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

第Ⅲ章　小学校・中学校・特別支援学校（小学部及び中学部）における長期欠席の状況

1　調査について

「長期欠席者数」とは、令和８年３月 31 日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和７年度間に 30 日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選択している。

○　「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

○　「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

○　「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

○　「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

令和７年度調査の主な変更点は、以下の３点である。

(1)　小学部及び中学部に係る調査項目が追加された。

(2)　「相談・指導等を受けた学校内外の機関等」において、「学校外」の項目に「障害児支援施設」、「学校内」の項目に「校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた人数」が追加された。また、「学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない不登校児童生徒の状況」において、「自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした人数」及び「欠席期間中に行った学習の成果を成績評価に反映した人数」の項目が追加された。

(3)　「不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について」において、「障害児支援施設」の項目が追加された。

2　調査結果の概要　　※（　）内数値は、令和６年度結果

(1)　長期欠席者数は、小学校で 24,050 人(23,688 人)、中学校で 21,766 人(22,201 人)、小学部で 704 人、中学部で 395 人である。

(2)　理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、次いで「病気」、「その他」の順に多い。小学部・中学部においては、「病気」が最も多く、次いで「その他」、「不登校」の順に多い。

(3)　不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の 98.73%(98.35%)にあたる 1,249 校(1,248 校)、中学校で全体の 98.71%(98.87%)にあたる 612 校(615 校)である。特別支援学校においては、小学部設置校で全体の 22.92%にあたる 11 校、中学部設置校で全体の 37.78%にあたる 17 校である。

(4)　不登校児童・生徒数は、小学校で 13,413 人(13,296 人)、中学校で 17,824 人(18,039 人)、小学部で 41 人、中学部で 68 人である。不登校の児童・生徒の割合は、小学校で 2.26%(2.22%)、中学校で 7.62%(7.68%)、小学部で 0.65%、中学部で 2.28%である。

(5)　不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「不登校のうち、50 日以上欠席している者」が小学校で 10,421 人(10,212 人)、中学校で 15,431 人(15,640 人)、小学部で 29 人、中学部で 49 人、「うち、90 日以上欠席している者」が小学校で 6,947 人(6,710 人)、中学校で 11,961 人(12,292 人)、小学部で 18 人、中学部で 30 人、「うち、出席日数が 10 日以下の者」が小学校で 1,405 人(1,382 人)、中学校で 2,818 人(2,824 人)、小学部で 10 人、中学部で 12 人、「うち、出席日数が０日の者」が小学校で 583 人(578 人)、中学校で 888 人(796 人)、小学部で２人、中学部で１人である。

(6)　不登校児童・生徒の学年別内訳は、学年進行に従って増加しており、小学校では第６学年の 3,665 人(3,547 人)、中学校では第３学年の 6,708 人（6,887 人）が最も多い。小学部では第３学年と第５学年の９人、中学部では第３学年の 30 人が最も多い。

(7)　不登校児童・生徒への指導結果の状況は、指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で 29.6%(31.6%)、中学校で 28.2%(25.2%)、小学部で 9.8%、中学部で 10.3%である。

(8)　不登校児童・生徒について把握した事実は、小・中学校ともに、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が最も多く、次いで「不安・抑うつの相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が多い。小学部・中学部においては、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が最も多く、次いで「家庭生活の変化に関する情報や相談があった。」が多い。

(9)　相談・指導等を受けた機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が 1,939 人(2,019 人)、中学校で「病院、診療所」が 2,491 人(2,383 人)、小学部で「児童相談所、福祉事務所」及び「病院、診療所」が 15 人、中学部で「児童相談所、福祉事務所」が 20 人と最も多い。

また、学校内では、小・中学校、小学部ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」人数が多く、小学校で 5,380 人(5,398 人)、中学校で 5,558 人(6,120 人)、小学部で 16 人である。中学部は「校内教育支援センター等で教員や支援員による相談・指導を受けた」人数が多く、12 人である。

一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」人数は、小学校で 3,222 人(3,686 人)、中学校で 4,431 人(5,520 人)、小学部で 17 人、中学部で 36 人である。

この「学校内外いずれにおいても『相談・指導等を受けていない』人数」のうち、学校の教職員と全く関わりがもてていない児童・生徒数は、小学校で 23 人（60 人）、中学校で 17 人（68 人）、小学部、中学部ともに０人である（都教育委員会の独自調査による）。

(10)　不登校児童・生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価における「Ａ不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第 57 条第２項等や関係告示に基づき自宅等における学習の成果を反映した実人数」は、小学校で 1,826 人（2,032 人）、中学校で 3,214 人（3,652 人）、小学部で３人、中学部で９人である。

また、欠席期間中の学習の成果を成績評価に反映していない者のうち、出席期間中の学習の成果を成績に反映した者は、小学校で 8,828 人（8,479 人）、中学校で 10,091 人（10,021 人）、小学部で 32 人、中学部で 38 人である（都教育委員会の独自調査による）。

3　東京都教育委員会の取組

(1)　中学校における不登校の子供へのきめ細かい支援を実現するため、不登校対応巡回教員が巡回する学校を、複数の中学校を有する 53 地区に展開している。

(2)　不登校児童・生徒に対する効果的な支援に資する教職員の専門性向上を図るため、不登校児童・生徒の事例データベースを活用したオンデマンド研修を実施している。

(3)　中学校において、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現するため、チャレンジクラスを増設している。

(4)　学級で過ごすことが難しい児童・生徒の居場所を確保するため、校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施している。

(5)　児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全小・中学校、都立特別支援学校に配置している。

(6)　区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、都立学校「自立支援チーム」のにおけるノウハウを活かした体制構築支援及び都内全てのスクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた研修を実施している。

(7)　不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、学びの多様化学校の設置の取組について区市町村を支援している。

(8)　仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供している。

(9)　教職員の対応力向上を図るため、不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載している。

(10)　不登校対応のためのチャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクールの教職員等が一堂に会した協議会等を実施している。

(11)　学びの多様化学校において、在籍生徒への支援の充実を図るため、進路指導、学校内外の専門機関等との連携に関する助言等を行う学びの多様化学校巡回教員を配置している。

(12)　子供が抱える困難の解決や軽減・緩和に向けた組織的な連携・支援体制を構築するため、教職員と外部人材をつなぐ教育相談主任を配置している。

4　今後の取組

(1)　チャレンジクラス、不登校対応巡回教員及び校内教育支援センターの取組を通じて得られた、効果的な支援、対応力の強化及び施設・人材確保に関するノウハウを、都内公立学校に広く普及・展開し、一人一人の状況に応じたきめ細かい支援の一層の充実を図る。

(2)　不登校児童・生徒の事例データベースにＡＩを活用した検索機能を導入し、その機能の充実を図ることで教職員が個に応じた支援事例を的確かつ効率的に参照できる環境を整える。

(3)　特別支援学校の児童・生徒においては、障害の状況から、健康の管理や心理的な安定に十分に留意することが必要な場合が多い。そうした中で長期間学校に行くことのできない理由を見極めながら、引き続き適切に対応していく。

5　資料

(1)　長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)

（表３－１）

［単位：上段(人)、下段(%)］

校種 / 項目 / 年度	小学校			中学校			特別支援学校					
							小学部			中学部		
	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度
病気	6,175 (26.62)	6,040 (25.50)	5,519 (22.95)	3,137 (13.94)	3,092 (13.93)	2,870 (13.19)	— (—)	— (—)	498 (70.74)	— (—)	— (—)	240 (60.76)
経済的理由	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	— (—)	— (—)	0 (0.00)	— (—)	— (—)	0 (0.00)
不登校	13,275 (57.23)	13,296 (56.13)	13,413 (55.77)	18,451 (81.98)	18,039 (81.25)	17,824 (81.89)	— (—)	— (—)	41 (5.82)	— (—)	— (—)	68 (17.22)
その他	3,747 (16.15)	4,352 (18.37)	5,118 (21.28)	918 (4.08)	1,070 (4.82)	1,072 (4.93)	— (—)	— (—)	165 (23.44)	— (—)	— (—)	87 (22.03)
計	23,197	23,688	24,050	22,506	22,201	21,766	—	—	704	—	—	395

※　表中の（　）は、長期欠席者数に占める割合（該当者数/長期欠席者数×100）を表す。

(2)　長期欠席者数の推移

（表３－２）

［単位：上段(人)、下段(%)］

校種 / 年度	小学校	中学校	小学校及び中学校・計	特別支援学校		特別支援学校・計
				小学部	中学部	
５年度	23,197 (3.87)	22,506 (9.51)	45,703 (5.46)	— (—)	— (—)	— (—)
６年度	23,688 (3.96)	22,201 (9.45)	45,889 (5.51)	— (—)	— (—)	— (—)
７年度	24,050 (4.05)	21,766 (9.30)	45,816 (5.54)	704 (11.11)	395 (13.27)	1,099 (11.80)

※　表中の（　）は、長期欠席者数の割合（長期欠席者数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100）を表す。

【参考】長期欠席者数の推移、理由別長期欠席者数の推移

図９　理由別長期欠席者数の推移

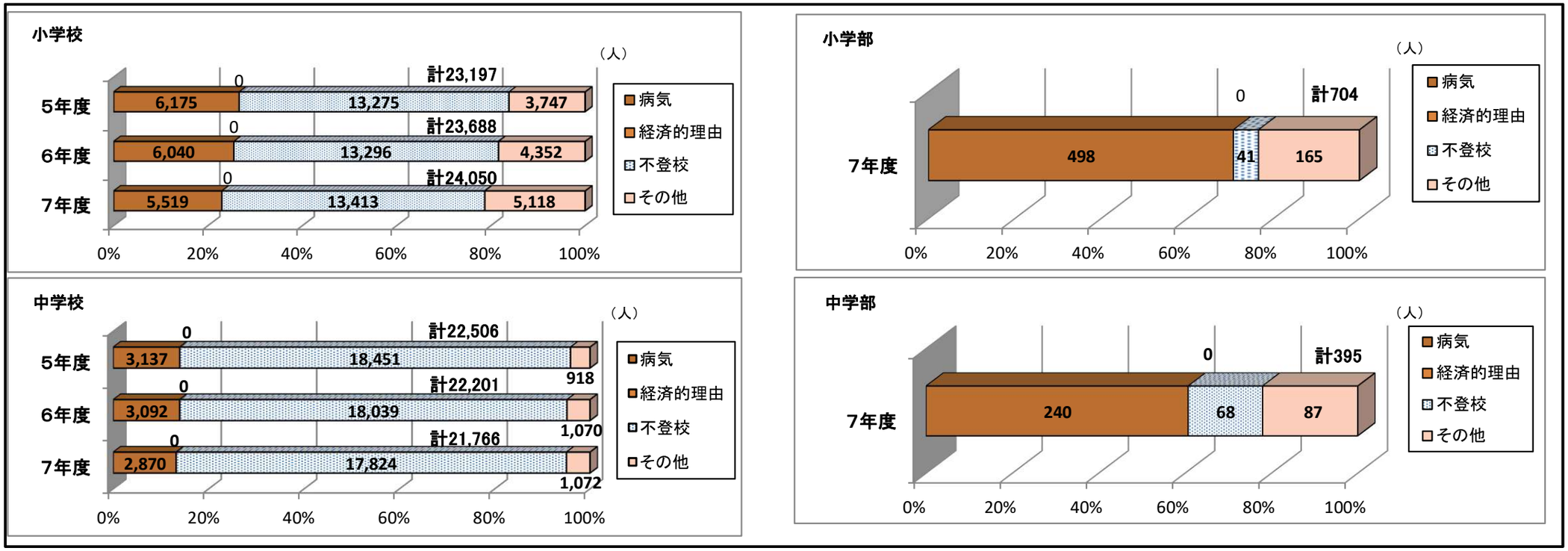
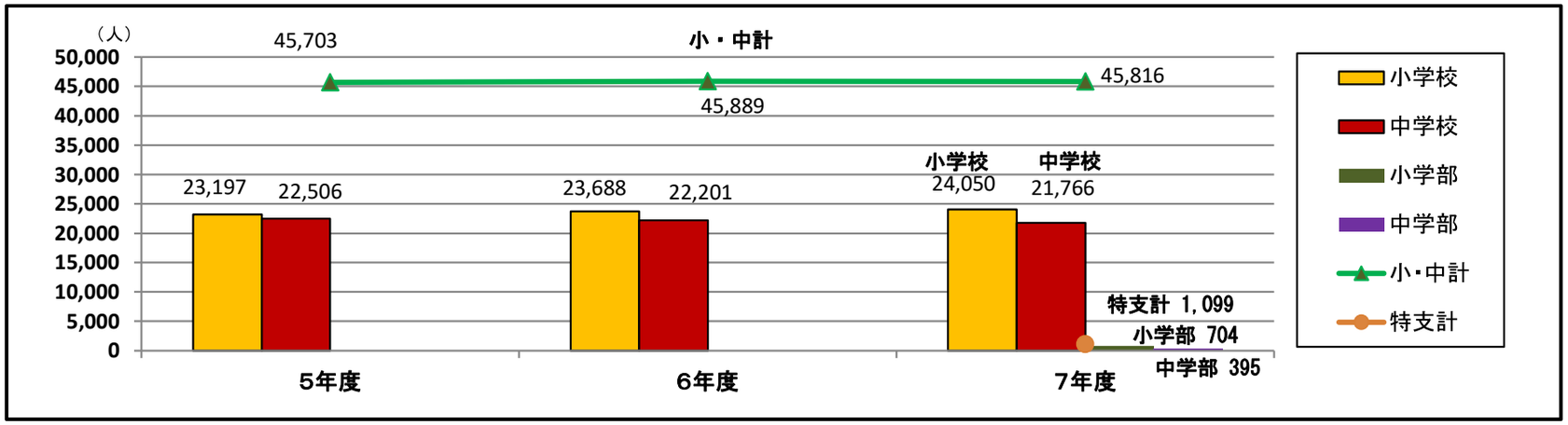


図10　長期欠席者数の推移



(3)　不登校児童・生徒の在籍学校数

（表３－３）

校種／項目＼年度	小学校			中学校			特別支援学校 小学部			特別支援学校 中学部		
	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度
不登校在籍学校数（校）　…　A	1,244	1,248	1,249	612	615	612	—	—	11	—	—	17
在籍学校の割合（%） A/学校総数×100	97.95	98.35	98.74	98.55	98.87	98.71	—	—	22.92	—	—	37.78
不登校児童・生徒数（人）　…　B	13,275	13,296	13,413	18,451	18,039	17,824	—	—	41	—	—	68
不登校児童・生徒の割合（%） B/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100	2.21	2.22	2.26	7.80	7.68	7.62	—	—	0.65	—	—	2.28

(4)　不登校児童・生徒数の推移

（表３－４）［単位：上段(人)、下段(%)］

年度＼校種	小学校	中学校	小学校及び中学校・計	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校・計
元　年　度	5,217 (0.88)	10,851 (4.76)	16,068 (1.96)	— (—)	— (—)	— (—)
２　年　度	6,317 (1.06)	11,371 (4.93)	17,688 (2.14)	— (—)	— (—)	— (—)
３　年　度	7,939 (1.33)	13,597 (5.76)	21,536 (2.58)	— (—)	— (—)	— (—)
４　年　度	10,695 (1.78)	16,217 (6.85)	26,912 (3.22)	— (—)	— (—)	— (—)
５　年　度	13,275 (2.21)	18,451 (7.80)	31,726 (3.79)	— (—)	— (—)	— (—)
６　年　度	13,296 (2.22)	18,039 (7.68)	31,335 (3.76)	— (—)	— (—)	— (—)
７　年　度	13,413 (2.26)	17,824 (7.62)	31,237 (3.78)	41 (0.65)	68 (2.28)	109 (1.17)

※　表中の（　）は、不登校児童・生徒の割合（不登校児童・生徒数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100）を表す。

(5)　不登校児童・生徒の欠席期間別内訳

（表３－５）［単位：人］

区分	不登校児童・生徒数（A）	（A）のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	（A）のうち、50日以上欠席している者	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が０日の者
小学校	13,413 (13,296)	6,902 (6,597)	10,421 (10,212)	6,947 (6,710)	1,405 (1,382)	583 (578)
中学校	17,824 (18,039)	10,999 (11,122)	15,431 (15,640)	11,961 (12,292)	2,818 (2,824)	888 (796)
小中・計	31,237 (31,335)	17,901 (17,719)	25,852 (25,852)	18,908 (19,002)	4,223 (4,206)	1,471 (1,374)
小学部	41 (—)	22 (—)	29 (—)	18 (—)	10 (—)	2 (—)
中学部	68 (—)	32 (—)	49 (—)	30 (—)	12 (—)	1 (—)
特支・計	109 (—)	54 (—)	78 (—)	48 (—)	22 (—)	3 (—)

※　表中の（　）は、令和６年度の人数を表す。

(6)　不登校児童・生徒数の学年別内訳

（表３－６）
［単位：上段(人)、下段(%)］

校種 / 項目 / 年度	小学校			中学校			特別支援学校 小学部			特別支援学校 中学部		
	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度
第１学年	995 (1.00)	796 (0.83)	817 (0.87)	5,007 (6.41)	4,794 (6.25)	4,930 (6.39)	— (—)	— (—)	5 (0.41)	— (—)	— (—)	14 (1.43)
第２学年	1,466 (1.44)	1,398 (1.41)	1,288 (1.34)	6,639 (8.42)	6,358 (8.08)	6,186 (7.99)	— (—)	— (—)	6 (0.50)	— (—)	— (—)	24 (2.33)
第３学年	1,861 (1.83)	2,005 (1.98)	1,915 1.93)	6,805 (8.54)	6,887 (8.66)	6,708 (8.45)	— (—)	— (—)	9 (0.88)	— (—)	— (—)	30 (3.10)
第４学年	2,298 (2.30)	2,513 (2.47)	2,653 (2.61)				— (—)	— (—)	5 (0.50)			
第５学年	2,963 (3.00)	3,037 (3.03)	3,075 (3.01)				— (—)	— (—)	9 (0.97)			
第６学年	3,692 (3.76)	3,547 (3.58)	3,665 (3.64)				— (—)	— (—)	7 (0.73)			
計	13,275 (2.21)	13,296 (2.22)	13,413 (2.26)	18,451 (7.80)	18,039 (7.68)	17,824 (7.62)	— (—)	— (—)	41 (0.65)	— (—)	— (—)	68 (2.28)

※　表中の（　）は、不登校児童・生徒の割合（学年別不登校児童・生徒数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある学年別児童・生徒総数×100）を表す。

(7)　不登校児童・生徒への指導結果の状況

（表３－７）
［単位：上段(人)、下段(%)］

校種 / 項目 / 年度	小学校			中学校			特別支援学校 小学部			特別支援学校 中学部		
	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	4,631 (34.9)	4,208 (31.6)	3,965 (29.6)	5,152 (27.9)	4,542 (25.2)	5,027 (28.2)	— (—)	— (—)	4 (9.8)	— (—)	— (—)	7 (10.3)
指導中の児童生徒	8,644 (65.1)	9,088 (68.4)	9,448 (70.4)	13,299 (72.1)	13,497 (74.8)	12,797 (71.8)	— (—)	— (—)	37 (90.2)	— (—)	— (—)	61 (89.7)
計	13,275	13,296	13,413	18,451	18,039	17,824	—	—	41	—	—	68

※　表中の（　）内は、該当する児童・生徒の割合（該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100）を表す。

(8) 不登校児童・生徒について把握した事実

（表３－８）［単位：上段(人)、下段(%)］

校種	区分	人数・割合	不登校児童・生徒数	1 いじめの被害の情報や相談があった。	2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	5 学校のきまり等に関する相談があった。	6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	9 生活リズムの不調に関する相談があった。	10 あそび、非行に関する情報や相談があった。	11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	12 不安・抑うつの相談があった。	13 障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	14 個別の配慮（１３以外）についての求めや相談があった。	15 左記に該当なし
小学校	不登校児童について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	13,413	113	1,459	483	1,761	319	535	1,082	2,161	3,270	189	4,279	3,667	1,233	882	235
		割合（%）	―	0.8	10.9	3.6	13.1	2.4	4.0	8.1	16.1	24.4	1.4	31.9	27.3	9.2	6.6	1.8
中学校	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	17,824	57	2,327	310	2,397	315	1,271	948	1,604	4,096	518	5,065	4,911	1,061	906	245
		割合（%）	―	0.3	13.1	1.7	13.4	1.8	7.1	5.3	9.0	23.0	2.9	28.4	27.6	6.0	5.1	1.4
特別支援学校 小学部	不登校児童について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	41	0	0	0	1	0	4	12	2	17	0	2	3		4	5
		割合（%）	―	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	9.8	29.3	4.9	41.5	0.0	4.9	7.3		9.8	12.2
特別支援学校 中学部	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	68	0	3	3	0	2	0	16	2	25	0	5	8		9	8
		割合（%）	―	0.0	4.4	4.4	0.0	2.9	0.0	23.5	2.9	36.8	0.0	7.4	11.8		13.2	11.8

※　「不登校の児童生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、必ず１つ以上回答している。なお、該当する不登校児童・生徒について、令和７年度以前に把握した事実も回答している。

※　「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

※　割合は、各区分に該当する不登校児童・生徒の割合（各区分に計上した数/不登校児童・生徒数×100）を表す。

※　調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

＜具体例＞
1 いじめの被害の情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該児童・生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・・・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・・・・・・・・・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・・・・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
5 学校のきまり等に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談・・・・・・・・・・・転編入学したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
7 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・・・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
9 生活リズムの不調に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
10 あそび、非行に関する情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・・・・・・・・・・無気力で登校したくないことに関する相談
12 不安・抑うつの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談
13 障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
※特別支援学校においては回答項目としていない
14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談・・・・・・・・・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談
15 左記に該当なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

(9)　相談・指導等を受けた学校内外の機関等

（表３－９）［単位：上段(人)、下段(%)］

区分	校種	小学校									中学校									特別支援学校														
																				小学部									中学部					
	年度	5年度	◆	*	6年度	◆	*	7年度	◆	*	5年度	◆	*	6年度	◆	*	7年度	◆	*	5年度	◆	*	6年度	◆	*	7年度	◆	*	5年度	◆	*	6年度	◆	*	7年度	◆	*
学校外	①教育支援センター	1,354	1,161	873	1,368	1,223	962	1,339	1,174	921	2,432	2,215	1,895	2,299	2,147	1,856	2,095	1,958	1,687	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		(10.2)	(8.7)	(6.6)	(10.3)	(9.2)	(7.2)	(10.0)	(8.8)	(6.9)	(13.2)	(12.0)	(10.3)	(12.7)	(11.9)	(10.3)	(11.8)	(11.0)	(9.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	1,951	1,600	1,185	2,019	1,729	1,284	1,939	1,656	1,254	2,085	1,919	1,664	1,836	1,712	1,474	1,843	1,702	1,493	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	—	—	1	1	0
		(14.7)	(12.1)	(8.9)	(15.2)	(13.0)	(9.7)	(14.5)	(12.3)	(9.3)	(11.3)	(10.4)	(9.0)	(10.2)	(9.5)	(8.2)	(10.3)	(9.5)	(8.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.5)	(1.5)	(0.0)
	③児童相談所、福祉事務所	875	702	471	735	599	418	849	679	454	1,031	927	728	1,045	911	735	964	847	670	—	—	—	—	—	—	15	11	7	—	—	—	—	—	—	20	17	10
		(6.6)	(5.3)	(3.5)	(5.5)	(4.5)	(3.1)	(6.3)	(5.1)	(3.4)	(5.6)	(5.0)	(3.9)	(5.8)	(5.1)	(4.1)	(5.4)	(4.8)	(3.8)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(36.6)	(26.8)	(17.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(29.4)	(25.0)	(14.7)
	④保健所、精神保健福祉センター	64	54	42	54	42	27	55	43	24	69	63	52	59	53	40	55	48	42	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.4)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	⑤病院、診療所	1,793	1,436	940	1,805	1,469	1,002	1,928	1,547	1,007	2,552	2,278	1,828	2,383	2,098	1,649	2,491	2,216	1,767	—	—	—	—	—	—	15	7	3	—	—	—	—	—	—	3	3	3
		(13.5)	(10.8)	(7.1)	(13.6)	(11.0)	(7.5)	(14.4)	(11.5)	(7.5)	(13.8)	(12.3)	(9.9)	(13.2)	(11.6)	(9.1)	(14.0)	(12.4)	(9.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(36.6)	(17.1)	(7.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.4)	(4.4)	(4.4)
	⑥民間団体、民間施設	908	795	613	1,247	1,124	897	1,369	1,220	1,014	971	916	822	1,263	1,189	1,049	1,279	1,208	1,091	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		(6.8)	(6.0)	(4.6)	(9.4)	(8.5)	(6.7)	(10.2)	(9.1)	(7.6)	(5.3)	(5.0)	(4.5)	(7.0)	(6.6)	(5.8)	(7.2)	(6.8)	(6.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	⑦障害児支援施設	—	—	—	—	—	—	81	71	51	—	—	—	—	—	—	23	21	16	—	—	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	—	—	1	1	1
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.6)	(0.5)	(0.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.5)	(1.5)	(1.5)
	⑧上記以外の機関等	86	57	44	112	70	54	141	124	96	126	115	92	113	100	77	197	177	143	—	—	—	—	—	—	3	3	3	—	—	—	—	—	—	1	1	0
		(0.6)	(0.4)	(0.3)	(0.8)	(0.5)	(0.4)	(1.1)	(0.9)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.6)	(0.4)	(1.1)	(1.0)	(0.8)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(7.3)	(7.3)	(7.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.5)	(1.5)	(0.0)
	⑨①～⑧の機関等での相談・指導等を受けていない実人数	7,567	4,947	2,911	7,458	5,226	3,061	7,338	5,253	3,198	10,518	8,385	6,244	10,549	8,827	6,662	10,357	8,643	6,309	—	—	—	—	—	—	21	17	10	—	—	—	—	—	—	42	26	16
		(57.0)	(37.3)	(21.9)	(56.1)	(39.3)	(23.0)	(54.7)	(39.2)	(23.8)	(57.0)	(45.4)	(33.8)	(58.5)	(48.9)	(36.9)	(58.1)	(48.5)	(35.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(51.2)	(41.5)	(24.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(61.8)	(38.2)	(23.5)
学校内	⑩養護教諭による専門的な指導を受けた人数	3,411	2,489	1,547	3,241	2,465	1,551	3,171	2,415	1,601	3,922	3,247	2,469	3,318	2,800	2,066	2,723	2,214	1,595	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	11	8	4
		(25.7)	(18.7)	(11.7)	(24.4)	(18.5)	(11.7)	(23.6)	(18.0)	(11.9)	(21.3)	(17.6)	(13.4)	(18.4)	(15.5)	(11.5)	(15.3)	(12.4)	(8.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(16.2)	(11.8)	(5.9)
	⑪スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	5,807	4,376	2,919	5,398	4,298	2,860	5,380	4,326	2,891	6,621	5,685	4,484	6,120	5,417	4,255	5,558	4,847	3,791	—	—	—	—	—	—	16	8	4	—	—	—	—	—	—	8	7	4
		(43.7)	(33.0)	(22.0)	(40.6)	(32.3)	(21.5)	(40.1)	(32.3)	(21.6)	(35.9)	(30.8)	(24.3)	(33.9)	(30.0)	(23.6)	(31.2)	(27.2)	(21.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(39.0)	(19.5)	(9.8)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(11.8)	(10.3)	(5.9)
	⑫校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた人数	—	—	—	—	—	—	1,908	1,526	1,006	—	—	—	—	—	—	4,048	3,507	2,755	—	—	—	—	—	—	4	4	3	—	—	—	—	—	—	12	12	8
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(14.2)	(11.4)	(7.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(22.7)	(19.7)	(15.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(9.8)	(9.8)	(7.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(17.6)	(17.6)	(11.8)
	⑬⑩～⑫による相談・指導等を受けていない人数	5,572	3,855	2,470	6,225	4,671	3,053	5,536	4,173	2,763	9,492	7,867	6,206	9,816	8,417	6,706	7,951	6,821	5,287	—	—	—	—	—	—	20	16	10	—	—	—	—	—	—	39	24	16
		(42.0)	(29.0)	(18.6)	(46.8)	(35.1)	(23.0)	(41.3)	(31.1)	(20.6)	(51.4)	(42.6)	(33.6)	(54.4)	(46.7)	(37.2)	(44.6)	(38.3)	(29.7)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(48.8)	(39.0)	(24.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(57.4)	(35.3)	(23.5)
⑭①～⑧、⑩～⑫による相談・指導等を受けていない人数		3,252	2,065	1,213	3,686	2,513	1,476	3,222	2,188	1,328	5,031	3,872	2,866	5,520	4,523	3,490	4,431	3,568	2,579	—	—	—	—	—	—	17	13	7	—	—	—	—	—	—	36	21	14
		(24.5)	(15.6)	(9.1)	(27.7)	(18.9)	(11.1)	(24.0)	(16.3)	(9.9)	(27.3)	(21.0)	(15.5)	(30.6)	(25.1)	(19.3)	(24.9)	(20.0)	(14.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(41.5)	(31.7)	(17.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(52.9)	(30.9)	(20.6)
⑮⑭のうち、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした人数		—	—	—	—	—	—	85	68	48	—	—	—	—	—	—	92	82	57	—	—	—	—	—	—	8	4	0	—	—	—	—	—	—	13	4	0
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.6)	(0.5)	(0.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.5)	(0.5)	(0.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(19.5)	(9.8)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(19.1)	(5.9)	(0.0)
⑯⑭のうち、欠席期間中に行った学習の成果を成績評価に反映した人数		—	—	—	—	—	—	145	92	59	—	—	—	—	—	—	347	268	195	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	1
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.1)	(0.7)	(0.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.9)	(1.5)	(1.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.5)	(1.5)	(1.5)
うち、⑮にも計上した人数		—	—	—	—	—	—	16	14	9	—	—	—	—	—	—	31	27	16	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
⑰⑭のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数		2,748	1,735	996	3,227	2,181	1,270	2,704	1,778	1,036	4,397	3,395	2,489	4,912	3,960	2,999	3,706	2,911	2,021	—	—	—	—	—	—	10	6	2	—	—	—	—	—	—	24	11	4
		(20.7)	(13.1)	(7.5)	(24.3)	(16.4)	(9.6)	(20.2)	(13.3)	(7.7)	(23.8)	(18.4)	(13.5)	(27.2)	(22.0)	(16.6)	(20.8)	(16.3)	(11.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(24.4)	(14.6)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(35.3)	(16.2)	(5.9)
不登校児童・生徒数（人）		13,275			13,296			13,413			18,451			18,039			17,824			—			—			41			—			—			68		

※　表中の（　）は、該当する児童・生徒の割合（該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100）を表す。
※　◆、*の欄は、回答の内数として、それぞれ、「不登校のうち、50日以上欠席している者」、「不登校のうち、90日以上欠席している者」を表す。
※　①～⑧は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑩～⑫は学校内で相談・指導等を受けた人数を表す。
※　⑦、⑫、⑮及び⑯は、令和７年度調査から追加された新規項目である。
※　「継続的な相談・指導等」とは、不登校であった期間を通して、週に１回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童・生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

(10)不登校児童・生徒のうち自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数

（表３－10）［単位：(人)］

区分＼校種＼年度		小学校		中学校		特別支援学校 小学部		特別支援学校 中学部	
		６年度	７年度	６年度	７年度	６年度	７年度	６年度	７年度
指導要録上出席扱いとした児童生徒数（ａ）		630	628	763	634	－	10	－	16
	（ａ）のうち、(9)の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	205	151	328	209	－	0	－	0

※　不登校児童生徒のうち、令和元年１０月２５日付け元文科初第６９８号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入している。

(11)不登校児童・生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について

（表３－11）［単位：(人)］

区分＼校種＼年度		小学校		中学校		特別支援学校 小学部		特別支援学校 中学部	
		６年度	７年度	６年度	７年度	６年度	７年度	６年度	７年度
A　不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第２項等や関係告示に基づき①～⑥における学習の成果を反映した実人数		2,032	1,826	3,652	3,214	－	3	－	9
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	1,140	1,075	2,414	2,462	－	2	－	7
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	1,709	1,504	2,954	2,551	－	3	－	9
①自宅等	B	1,577	1,559	2,907	2,714	－	3	－	7
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	1,036	981	2,163	2,175	－	2	－	6
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	1,282	1,265	2,241	2,116	－	3	－	7
②教育支援センター	B	231	136	612	373	－	0	－	0
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	50	52	248	253	－	0	－	0
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	222	127	527	317	－	0	－	0
③教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（②を除く）	B	127	72	145	100	－	0	－	1
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	55	34	74	43	－	0	－	0
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	112	63	136	93	－	0	－	1
④民間団体、民間施設（⑤を除く）	B	173	134	202	174	－	0	－	0
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	48	41	52	116	－	0	－	0
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	166	121	192	163	－	0	－	0
⑤障害児支援施設	B	－	8	－	1	－	0	－	1
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	－	8	－	0	－	0	－	1
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	－	8	－	1	－	0	－	1
⑥上記以外の機関等	B	15	13	9	38	－	0	－	0
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	5	7	6	9	－	0	－	0
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数	13	9	8	35	－	0	－	0

※　①～⑥の区分は複数回答を可としている。各回答の内数として、それぞれ、(a)の欄、(b)の欄について計上している。(a)の欄、(b)の欄についても複数回答を可としている。

※　⑤は、令和７年度調査から追加された新規項目である。

※　Bの欄には、不登校児童・生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第２項等や関係告示に基づき、当該機関等における学習の成果を反映した実人数を記入している。

※　(a)の欄については、学校教育法施行規則第57条第２項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入している。
なお、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等の一部に反映した場合も含む。

※　(b)の欄については、学校教育法施行規則第57条第２項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入している。

※　「教育支援センター」とは、不登校児童・生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、社会的自立を支援するため、児童・生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。）なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

※　「民間団体、民間施設」とは、令和元年１０月２５日付け元文科初第６９８号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添３「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考とし、不登校児童・生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。民間が運営する放課後デイサービス等、「民間団体、民間施設」のうち、「⑤障害児支援施設」に該当するものは「⑤障害児支援施設」に計上している。

※　「障害児支援施設」とは、放課後等デイサービスや、児童発達支援センター等、障害児等への相談・指導を行う施設をいう。

【参考】

図11　不登校児童・生徒数の推移

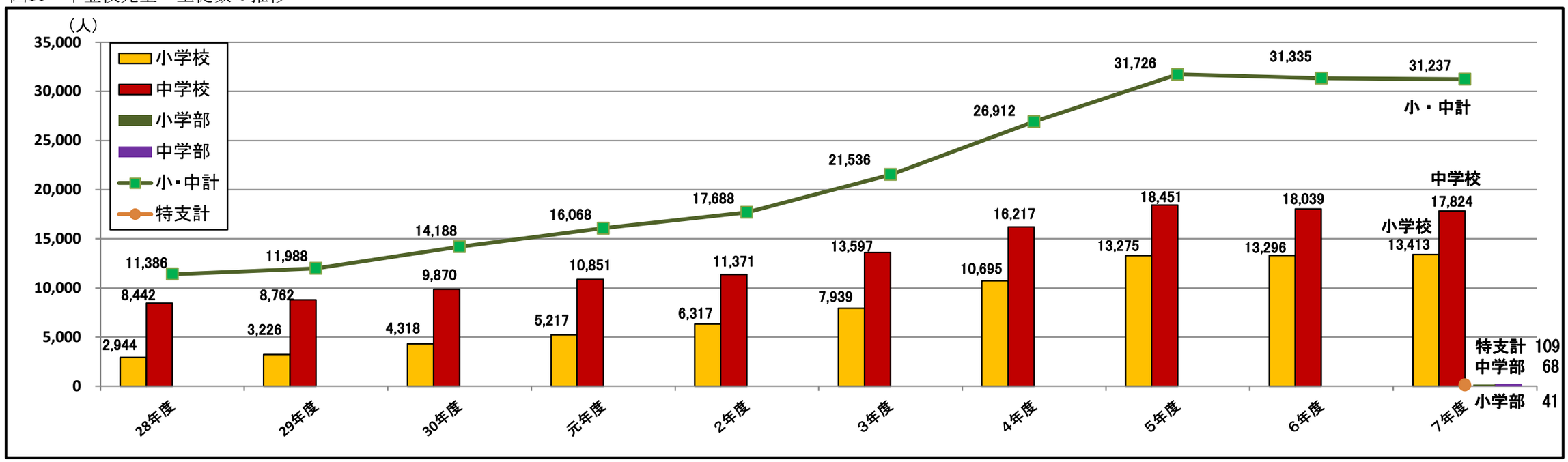
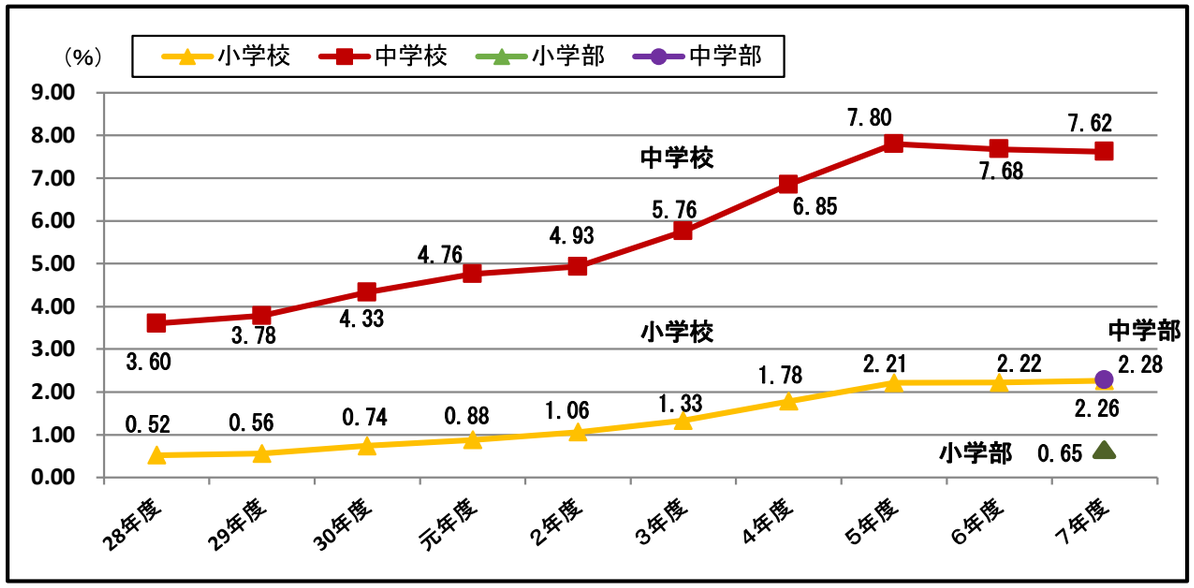
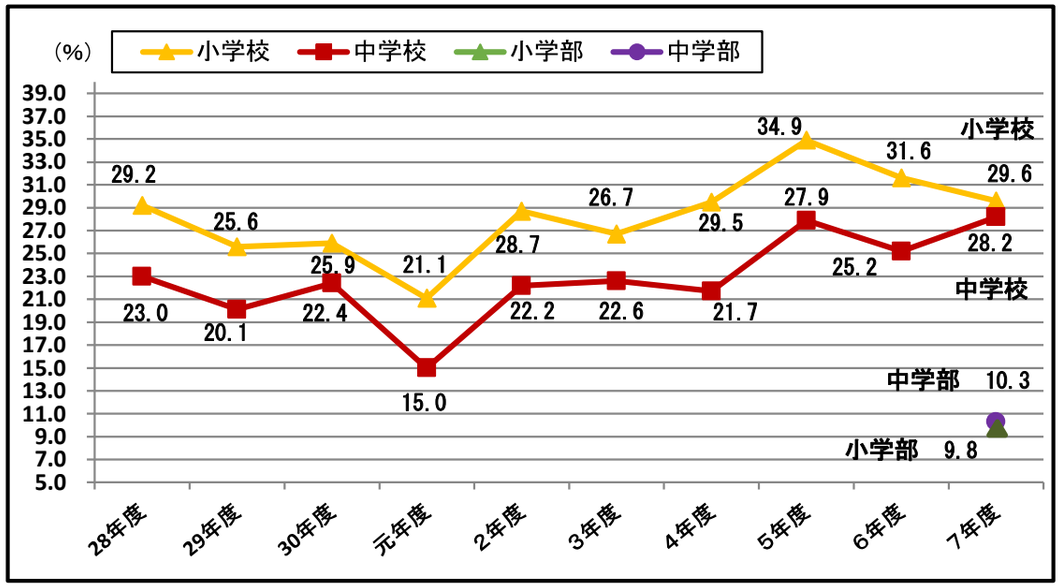


図12　不登校児童・生徒の割合の推移



※　不登校児童・生徒数/「令和７年度学校基本調査」に記載のある児童・生徒総数×100

図13　指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒の割合の推移



※　指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100

第Ⅳ章　高等学校・特別支援学校（高等部）における長期欠席の状況

1　調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、「第Ⅲ章　小学校・中学校・特別支援学校（小学部及び中学部）における長期欠席の状況　1　調査について」に準じ、次のとおりとする。

(1)　「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和７年度間に 30 日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。

(2)　欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が２つ以上あるときは、主な理由を１つ選択する。

○「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

○「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

○「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

○「その他」：「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

令和７年度調査の主な変更点は、以下の点である。
特別支援学校（高等部）に係る調査項目が追加された。

2　調査結果の概要　※（　）内数値は、令和６年度結果

(1)　高等学校全体の長期欠席者数は、6,403 人(6,506 人)で、前年度と比較すると 103 人の減少であった。高等学校全日制（以下「全日制」という。）では 2,708 人(2,949 人)で 241 人減少、高等学校定時制（以下「定時制」という。）では 3,695 人(3,557 人)で 138 人増加した。高等部では、736 人である。

(2)　長期欠席者数の理由別内訳でみると、全日制、定時制及び高等部で「不登校」、「病気」、「その他」の順に多い。

(3)　長期欠席者の割合を学年別にみると、全日制は第３学年、定時制は第２学年が最も高い。高等部では第２学年が最も高い。

(4)　不登校生徒について把握した事実をみると、全日制は、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が最も多く、全体の 30.4%を占めている。次いで、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が 20.3%を占めている。３番目に多く挙げられているものが、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」であった。

定時制は、「生活リズムの不調に関する相談があった。」が最も多く、全体の 20.9%を占めている。次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が多く、20.7%を占めている。３番目に多く挙げられているものは「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」であった。

高等部では「生活リズムの不調に関する相談があった。」及び「不安・抑うつの相談があった。」が最も多く、32.1%を占めている。３番目に多く挙げられているものが、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」であった。

3　東京都教育委員会の取組

(1)　平成７年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成 25 年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成 28 年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置している。

なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。

(2)　昼夜間定時制高等学校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高等学校を設置し、小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。

(3)　生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高等学校及び全都立特別支援学校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。

(4)　生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成 18 年度から全都立高等学校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。

(5)　平成 28 年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。

(6)　全ての定時制課程と希望する全日制課程における人間関係づくりのためのプログラムを各学校に講師を派遣して実施している。

(7)　平成 27 年度から全都立高等学校等において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

(8)　各学校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーを明示し、学校説明会や授業公開を拡充する。

(9)　中学校において特別支援学級等で指導・支援を受けていた生徒を対象とし、将来社会人として自立するための通級による指導を実施している。

(10)　企業や大学、ＮＰＯ等との連携による多様な参加体験型の「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を拡充する。

(11)　令和４年度から全都立高等学校等において、これまでの生徒の見守りや相談体制にＩＣＴの利活用を加え、支援が必要な生徒を早期に発見し、生徒自身が心身の状況について自己理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるようにするシステムとして「都立学校版コンディションレポート」を導入した。

(12)　令和５年度から校内別室指導推進事業実施校を指定し、不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して校内に居場所を設置し、学習指導や相談等により登校を支援している。

4　今後の取組

(1)　スクールカウンセラーのオンライン予約システム導入後の状況を検証し、運用の改善を図る。

(2)　「都立学校版コンディションレポート」の活用状況を検証し、機能のさらなる充実化を進める。

(3)　特別支援学校の生徒においては、障害の状況から、健康の管理や心理的な安定に十分に留意することが必要な場合が多い。そうした中で長期間学校に行くことのできない理由を見極めながら引き続き、適切に対応していく。

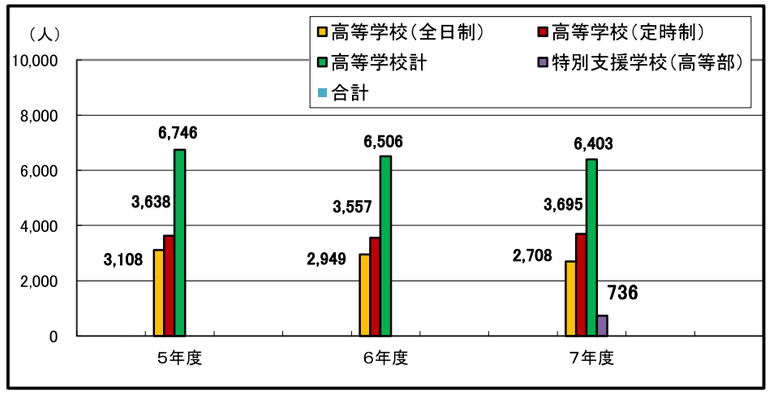
5　資料

(1)　長期欠席者数の推移　　（表４－１）［単位：人］

校　　種	５年度	６年度	７年度
高等学校（全日制）	3,108 （ 2.65 ）	2,949 （ 2.49 ）	2,708 （ 2.30 ）
高等学校（定時制）	3,638 （ 38.86 ）	3,557 （ 35.83 ）	3,695 （ 35.54 ）
高等学校計	6,746 （ 5.34 ）	6,506 （ 5.08 ）	6,403 （ 5.00 ）
特別支援学校（高等部）	— （ — ）	— （ — ）	736 （ 12.67 ）
合計	— （ ）	— （ ）	7,139 （ 5.33 ）

※　表中の（　）は、生徒総数（令和７年４月１日現在）
　　にしめる割合（長期欠席者数/生徒総数×100）を表す。

図12　長期欠席者の推移



(2)　長期欠席理由別の推移　　（表４－２）［単位：人］

項目＼校種＼年度	高等学校（全日制） ５年度	６年度	７年度	高等学校（定時制） ５年度	６年度	７年度	特別支援学校（高等部） ５年度	６年度	７年度
病気	904 （ 29.09 ）	761 （ 25.81 ）	736 （ 27.18 ）	301 （ 8.27 ）	190 （ 5.34 ）	157 （ 4.25 ）	— （ — ）	— （ — ）	230 （ 31.25 ）
経済的理由	11 （ 0.35 ）	8 （ 0.27 ）	5 （ 0.18 ）	22 （ 0.60 ）	23 （ 0.65 ）	10 （ 0.27 ）	— （ — ）	— （ — ）	0 （ 0.00 ）
不登校	2,067 （ 66.51 ）	2,091 （ 70.91 ）	1,790 （ 66.10 ）	3,266 （ 89.77 ）	3,298 （ 92.72 ）	3,447 （ 93.29 ）	— （ — ）	— （ — ）	383 （ 52.04 ）
その他	126 （ 4.05 ）	89 （ 3.02 ）	177 （ 6.54 ）	49 （ 1.35 ）	46 （ 1.29 ）	81 （ 2.19 ）	— （ — ）	— （ — ）	123 （ 16.71 ）
計	3,108 （ 100 ）	2,949 （ 100 ）	2,708 （ 100 ）	3,638 （ 100 ）	3,557 （ 100 ）	3,695 （ 100 ）	— （ — ）	— （ — ）	736 （ 100 ）

※　表中の（　）は、長期欠席者数にしめる割合（該当者数/長期欠席者数×100）を表す。

図13　長期欠席理由別推移

(3)　学年別長期欠席理由

（表４－３）［単位：人］

校種	理由／学年	病気	経済的理由	不登校（A）	（A）のうち、中退	（A）のうち、原級留置	（A）のうち、50日以上欠席している者	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者	その他	合計
高等学校（全日制）	第１学年	186 （ 0.54 ）	3 （ 0.01 ）	549 （ 1.58 ）	186	27	208	90	12	1	44 （ 0.13 ）	782 （ 2.25 ）
	第２学年	222 （ 0.65 ）	2 （ 0.01 ）	521 （ 1.53 ）	98	18	155	40	5	2	43 （ 0.13 ）	788 （ 2.31 ）
	第３学年	243 （ 0.73 ）	0 （ 0.00 ）	462 （ 1.39 ）	34	2	59	9	0	0	65 （ 0.20 ）	770 （ 2.32 ）
	単位制	85 （ 0.54 ）	0 （ 0.00 ）	258 （ 1.64 ）	37	13	89	45	8	4	25 （ 0.16 ）	368 （ 2.33 ）
	計	736 （ 0.62 ）	5 （ 0.004 ）	1,790 （ 1.52 ）	355	60	511	184	25	7	177 （ 0.15 ）	2,708 （ 2.30 ）
高等学校（定時制）	第１学年	15 （ 3.24 ）	1 （ 0.22 ）	71 （ 15.33 ）	35	13	38	21	6	3	15 （ 3.24 ）	102 （ 22.03 ）
	第２学年	12 （ 2.43 ）	0 （ 0.00 ）	85 （ 17.21 ）	26	6	32	15	6	0	24 （ 4.86 ）	121 （ 24.49 ）
	第３学年	11 （ 2.64 ）	0 （ 0.00 ）	72 （ 17.31 ）	12	4	25	6	1	1	14 （ 3.37 ）	97 （ 23.32 ）
	第４学年	3 （ 0.86 ）	0 （ 0.00 ）	59 （ 16.91 ）	8	11	21	3	0	0	9 （ 2.58 ）	71 （ 20.34 ）
	単位制	116 （ 1.34 ）	9 （ 0.10 ）	3,160 （ 36.43 ）	441	66	1,925	961	276	37	19 （ 0.22 ）	3,304 （ 38.09 ）
	計	157 （ 1.51 ）	10 （ 0.10 ）	3,447 （ 33.16 ）	522	100	2,041	1,006	289	41	81 （ 0.78 ）	3,695 （ 35.54 ）
特別支援学校（高等部）	第１学年	69 （ 3.39 ）	0 （ 0.00 ）	106 （ 5.20 ）	4	0	23	14	5	1	45 （ 2.21 ）	220 （ 10.80 ）
	第２学年	88 （ 4.50 ）	0 （ 0.00 ）	141 （ 7.22 ）	0	0	22	13	3	0	42 （ 2.15 ）	271 （ 13.87 ）
	第３学年	73 （ 4.02 ）	0 （ 0.00 ）	136 （ 7.49 ）	0	0	21	16	5	0	36 （ 1.98 ）	245 （ 13.49 ）
	計	230 （ 3.96 ）	0 （ 0.00 ）	383 （ 6.60 ）	4	0	66	43	13	1	123 （ 2.12 ）	736 （ 12.67 ）

※　表中の（　）は、総生徒数にしめる割合（生徒数/学年生徒総数(令和７年４月１日現在）×100）を表す。

(4)　不登校生徒数の推移　　（表４－４）［単位：人］

校種	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
高等学校（全日制）	899 （ 0.73 ）	994 （ 0.83 ）	1,412 （ 1.20 ）	2,067 （ 1.77 ）	2,091 （ 1.77 ）	1,790 （ 1.52 ）
高等学校（定時制）	1,699 （ 16.35 ）	1,799 （ 18.39 ）	2,519 （ 25.92 ）	3,266 （ 34.89 ）	3,298 （ 33.22 ）	3,447 （ 33.16 ）
計	2,598	2,793	3,931	5,333	5,389	5,237
特別支援学校 （高等部）	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	383 （ 6.60 ）
計	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	— （ — ）	5,620

※　表中の（　）は、不登校生徒の割合（不登校生徒数/生徒総数（令和７年４月１日現在）×100）を表す。

図16-1　不登校生徒数の推移

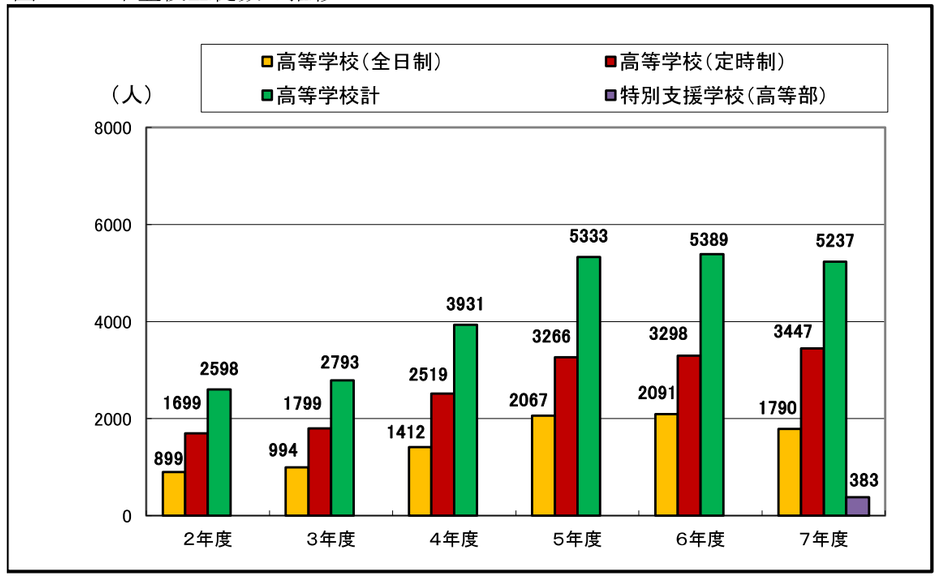
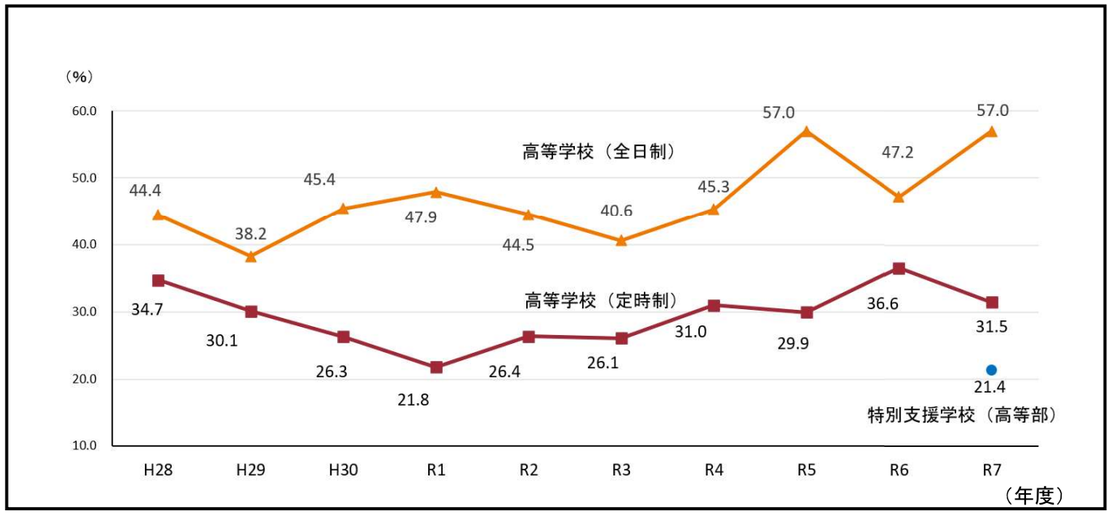


図16-2　指導の結果登校する又はできるようになった生徒の割合



(5)　不登校生徒について把握した事実

（表４－５）［単位：上段(人)、下段(%)］

課程＼区分		人数（人）・割合（%）	不登校生徒数	1 いじめの被害の情報や相談があった。	2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	5 学校のきまり等に関する相談があった。	6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	9 生活リズムの不調に関する相談があった。	10 あそび、非行に関する情報や相談があった。	11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	12 不安・抑うつの相談があった。	13 障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	15 左記に該当なし
高等学校（全日制）	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	1,790	9	103	14	320	27	127	82	86	364	102	544	224	17	23	228
		割合（%）	―	0.5	5.8	0.8	17.9	1.5	7.1	4.6	4.8	20.3	5.7	30.4	12.5	0.9	1.3	12.7
高等学校（定時制）	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	3,447	5	290	21	446	23	176	169	161	720	157	712	326	75	109	615
		割合（%）	―	0.1	8.4	0.6	12.9	0.7	5.1	4.9	4.7	20.9	4.6	20.7	9.5	2.2	3.2	17.8
特別支援学校（高等部）	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）	人数（人）	383	0	5	2	0	0	5	36	27	123	3	97	123		20	46
		割合（%）	―	0.0	1.3	0.5	0.0	0.0	1.3	9.4	7.0	32.1	0.8	25.3	32.1		5.2	12.0

※　「不登校の生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、必ず１つ以上回答している。なお、該当する不登校生徒について、令和７年度以前に把握した事実も回答している。
※　「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。
※　割合は、各区分に該当する不登校生徒の割合（各区分に計上した数/不登校生徒数×100）を表す。
※　調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

＜区分＞
1 いじめの被害の情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・・・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・・・・・・・・・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・・・・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
5 学校のきまり等に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談・・・・・・・・・・・・転編入学したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
7 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・・・・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
9 生活リズムの不調に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
10 あそび、非行に関する情報や相談・・・・・・・・・・・・・・・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・・・・・・・・・・・無気力で登校したくないことに関する相談
12 不安・抑うつの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談
13 障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
※特別支援学校においては回答項目としていない
14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談・・・・・・・・・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談
15 左記に該当なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

(6)　不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

区分	高等学校（全日制）	高等学校（定時制）	特別支援学校（高等部）
学校教育法施行規則第88条の３に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数	45	36	15
そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数	11	14	8
学校教育法施行規則第88条の４に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数	5	61	
そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数	2	28	

第Ⅴ章　高等学校・特別支援学校（高等部）における中途退学者数等の状況

1　調査について

本調査は、平成 17 年度が初年度であるが、東京都教育委員会は公立学校統計調査として、昭和53年度から実施している。

調査内容は、令和７年４月１日現在の都立高等学校等に在籍する生徒を対象に、令和７年４月から令和８年３月までの１年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、令和７年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

令和７年度調査の主な変更点は、以下の点である。

特別支援学校（高等部）に係る調査項目が追加された。

2　調査結果の概要　　※文中の（　）は、令和６年度の数値である。

(1)　高等学校（全日制課程）

ア　令和７年度における１年間の退学者数は、 1,277 人(1,259 人)であった。これは１校当たり平均退学者数 7.2 人（7.1 人）、対生徒比率（退学率）は 1.1%(1.1%)であり、前年度と比較すると、退学者数は 18 人の増加、１校当たり平均退学者数は 0.1 人増加、対生徒比率（退学率）は同率であった。

イ　学年制全体の退学率は 1.1%（1.1%）で、同率であった。

学年別の退学者数は、第１学年 679 人(629 人)退学率 2.0%(1.8%)、第２学年 372 人（406 人）退学率 1.1%（1.2%）、第３学年 118 人（109 人)退学率 0.4%（0.3%）であった。第１学年は 0.2 ポイント増加、第２学年は 0.1 ポイント減少、第３学年は 0.1 ポイント増加であった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、108 人（115 人)退学率 0.7%（0.7%）で、前年度と比較すると、同率であった。

ウ　学科別の退学者数は、普通科は 797 人（782 人)退学率 0.9%（0.8%)、専門学科は 437 人(431 人)退学率 2.5%（2.4%)、総合学科は 43 人（46 人)退学率 0.6%（0.7%)となっており、前年度と比較すると、退学率は普通科及び専門学校が微増、総合学科は微減であった。

エ　退学理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多く 580 人（585 人）対退学者比率 45.4%(46.5%)、次に「進路変更」で 421 人（462 人）対退学者比率 33.0%(36.7%)、３番目が「学業不振」で 202 人（127 人)対退学者比率 15.8%（10.1%)となっている。

(2)　高等学校（定時制課程）

ア　令和７年度における１年間の退学者数は 794 人（722 人)であった。これは１校当たり平均退学者数 14.7 人（13.6 人)、退学率は 7.6%（7.3%)であり、前年度と比べると、退学者数は 72 人の増加、１校当たり平均退学者数は 1.1 人増加、退学率は 0.3 ポイント増加であった。

イ　学年制全体の退学率は 9.9%（9.4%)で、前年度と比較すると、0.5 ポイント増加であった。

学年別の退学者数は、第１学年 72 人（61 人)退学率 15.6%（12.9%)、第２学年 58 人（60 人)退学率 11.7%（12.3%)、第３学年 29 人(30 人)、退学率 7.0%（7.7%)、第４学年 12 人（13 人)退学率 3.4%（3.3%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ 2.7 ポイント増加、0.6 ポイント減少、0.7 ポイント減少、0.1 ポイント増加であった。

単位制の退学者数は、623 人（558 人)退学率 7.2%（6.8%)で、前年度と比較すると、0.4 ポイント増加であった。

ウ　退学理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多く 372 人（310 人)対退学者比率 46.9%(42.9%)、次に「進路変更」が 336 人（287 人）対退学者比率 42.3%（39.8%)、３番目が「学業不振」で 34 人（57 人）対退学者比率 4.3%(7.9%)となっている。

(3)　高等学校（通信制課程）

ア　令和７年度における１年間の退学者数は 227 人(236 人)、退学率は 13.6%(13.7%)であり、前年度と比較すると、0.1 ポイント減少した。

イ　退学理由は、「学業不振」が最も多く 93 人（79 人)対退学者比率 41.0%（33.5%)、次に「進路変更」で 81 人（66 人)対退学者比率 35.7%(28.0%)、３番目が「学校生活・学業不適応」で 24 人（67 人)対退学者比率 10.6%（28.4%)となっている。

(4)　特別支援学校（高等部）

ア　令和７年度における１年間の退学者数は 64 人である。これは 1 校当たり平均退学者数 1.5 人、対生徒比率（退学率）は 1.1%である。

イ　全体の退学率は 1.1%である。学年別の退学者数は、第１学年 25 人 退学率 1.2%、第２学年 29 人退学率 1.5%、第３学年 10 人退学率 0.6%である。

ウ　退学理由は、「進路変更」が最も多く 44 人対退学者比率 68.8%、次に「家庭の事情」で 10 人対退学者比率 15.6%、３番目が「学校生活・学業不適応」で ６人対退学者比率 9.4%である。

(5)　原級留置者数（単位制除く）

令和８年３月 31 日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で 165 人(171 人)対生徒比率 0.2%(0.2%)であり、前年度と比較すると、６人減少し、対生徒比率は同率であった。

定時制は 25 人(71 人)対生徒比率 1.5%（4.1%)であり、前年度と比較すると、46 人減少、対生徒比率は 2.6 ポイント減少した。

高等部では、０人である。

3　東京都教育委員会の取組

第Ⅳ章の３の事項に加え、次のような対応を行っている。

(1)　学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
(2)　中途退学防止のための少人数指導の実施
(3)　体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
(4)　進級・卒業規定の見直し・弾力化
(5)　身に付けさせる規律・規範の明示
(6)　中途退学防止改善計画書の作成指導
(7)　中学生の体験入学や授業公開の実施
(8)　青少年リスタートプレイスの実施
(9)　スクールカウンセラーの全校全課程配置
(10)　全日制課程及び定時制課程における人間関係づくりプログラムの実施

4 資料

(1) 高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の状況・推移

高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の状況 (表5－1)

1 高等学校(全日制)

			普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	第1学年	生徒数	28,846	5,873		34,719
		退学者数	385	294		679
		退学率(%)	1.3	5.0		2.0
	第2学年	生徒数	28,527	5,588		34,115
		退学者数	276	96		372
		退学率(%)	1.0	1.7		1.1
	第3学年	生徒数	27,955	5,228		33,183
		退学者数	88	30		118
		退学率(%)	0.3	0.6		0.4
	計	生徒数	85,328	16,689		102,017
		退学者数	749	420		1,169
		退学率(%)	0.9	2.5		1.1
単位制		生徒数	7,844	1,059	6,869	15,772
		退学者数	48	17	43	108
		退学率(%)	0.6	1.6	0.6	0.7
合計		生徒数	93,172	17,748	6,869	117,789
		退学者数	797	437	43	1,277
		退学率(%)	0.9	2.5	0.6	1.1

2 高等学校(定時制)

学年制	第1学年	生徒数	463
		退学者数	72
		退学率(%)	15.6
	第2学年	生徒数	494
		退学者数	58
		退学率(%)	11.7
	第3学年	生徒数	416
		退学者数	29
		退学率(%)	7.0
	第4学年	生徒数	349
		退学者数	12
		退学率(%)	3.4
	計	生徒数	1,722
		退学者数	171
		退学率(%)	9.9
単位制		生徒数	8,674
		退学者数	623
		退学率(%)	7.2
合計		生徒数	10,396
		退学者数	794
		退学率(%)	7.6

※令和4年度から高等学校通信制課程を公表

※令和8年度から通信制課程を公表

※生徒数：令和7年4月1日現在

3 高等学校(通信制)

単位制	生徒数	1,667
	退学者数	227
	退学率(%)	13.6
合計	生徒数	1,667
	退学者数	227
	退学率(%)	13.6

4 特別支援学校(高等部)

		普通科	専門学科	合計
第1学年	生徒数	1,457	580	2,037
	退学者数	21	4	25
	退学率(%)	1.4	0.7	1.2
第2学年	生徒数	1,381	573	1,954
	退学者数	15	14	29
	退学率(%)	1.1	2.4	1.5
第3学年	生徒数	1,301	515	1,816
	退学者数	6	4	10
	退学率(%)	0.5	0.8	0.6
合計	生徒数	4,139	1,668	5,807
	退学者数	42	22	64
	退学率(%)	1.0	1.3	1.1

◎「学科の説明」

普通科：普通教育を主とする学科

専門学科：専門教育(商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他)を主とする学科

総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

◎「単位制の高等学校 (令和7年度)」

[全日制・単位制](23校)

つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、

世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、

板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、

葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、

国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)

[定時制・単位制] (19校)

一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、

新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、

飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、小台橋(総合学科)、大江戸(総合学科)、

八王子拓真(普通科)、砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)、立川緑(普通科)

[通信制・単位制] (3校)

一橋(普通科)、新宿山吹(普通科)、砂川(普通科)

高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の推移(過去5年間) (表5－2)

1 高等学校(全日制)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増△減(7年度－6年度)	単位
普通科	生徒数 a1	94,094	92,958	92,651	93,661	93,172	△ 489	人
	退学者数 b1	561	620	645	782	797	15	人
	退学率(%) b1/a1×100	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.02	%
専門学科	生徒数 a2	18,872	18,167	17,657	17,698	17,748	50	人
	退学者数 b2	301	418	403	431	437	6	人
	退学率(%) b2/a2×100	1.6	2.3	2.3	2.4	2.5	0.03	%
総合学科	生徒数 a3	6,829	6,779	6,767	6,886	6,869	△ 17	人
	退学者数 b3	45	46	43	46	43	△ 3	人
	退学率(%) b3/a3×100	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	△ 0.04	%
計	生徒数 a1+a2+a3=A	119,795	117,904	117,075	118,245	117,789	△ 456	人
	退学者数 b1+b2+b3=B	907	1,084	1,091	1,259	1,277	18	人
	退学率(%) B/A×100	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	0.02	%
調査対象学校数(校) C		178	178	178	178	178	0	校
1校当たり平均退学者数(人) B/C		5.1	6.1	6.1	7.1	7.2	0.1	人

※生徒数 ： 各年4月1日現在

2 高等学校(定時制)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増△減(7年度－6年度)	単位
生徒数 D	9,784	9,718	9,361	9,927	10,396	469	人
退学者数 E	555	697	776	722	794	72	人
退学率(%) E/D×100	5.7	7.2	8.3	7.3	7.6	0.4	%
調査対象学校数(校) F	54	53	53	53	54	1	校
1校当たり平均退学者数(人) E/F	10.3	13.2	14.6	13.6	14.7	1.1	人

※生徒数 ： 各年4月1日現在

3 高等学校(通信制)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増△減(7年度－6年度)	単位
生徒数 D	－	1,570	1,688	1,718	1,667	△ 51	人
退学者数 E	－	240	214	236	227	△ 9	人
退学率(%) E/D×100	－	15.3	12.7	13.7	13.6	△ 0.1	%
調査対象学校数(校) F	－	3	3	3	3	0	校
1校当たり平均退学者数(人) E/F	－	80.0	71.3	78.7	75.7	△ 3.0	人

※生徒数 ： 各年4月1日現在

4 特別支援学校(高等部)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増△減(6年度－5年度)	単位
普通科	生徒数 a4	－	－	－	－	4,139	―	人
	退学者数 b4	－	－	－	－	42	―	人
	退学率(%) b4/a4×100	－	－	－	－	1.0	―	%
専門学科	生徒数 a5	－	－	－	－	1,668	―	人
	退学者数 b5	－	－	－	－	22	―	人
	退学率(%) b5/a5×100	－	－	－	－	1.3	―	%
合計	生徒数 a4+a5=α	－	－	－	－	5,807	―	人
	退学者数 b4+b5=β	－	－	－	－	64	―	人
	退学率(%) β/α×100	－	－	－	－	1.1	―	%
調査対象学校数(校) C		－	－	－	－	43	―	校
1校当たり平均退学者数(人) β/C		－	－	－	－	1.5	―	人

※令和4年度から高等学校通信制課程を公表

※生徒数：令和7年4月1日現在

(2) 高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳

高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の理由別・学年別内訳 (表5－3)

1 高等学校(全日制)

理由＼学年等	普通科						専門学科						総合学科		合計					
	学年制				単位制	計	学年制				単位制	計	単位制	計	学年制				単位制	計
	1学年	2学年	3学年	計			1学年	2学年	3学年	計					1学年	2学年	3学年	計		
学業不振	64	46	10	120	15	135	49	9	4	62	0	62	5	5	113	55	14	182	20	202
構成比(%)	16.6	16.7	11.4	16.0	31.3	16.9	16.7	9.4	13.3	14.8	0.0	14.2	11.6	11.6	16.6	14.8	11.9	15.6	18.5	15.8
学校生活・学業不適応	179	126	44	349	10	359	146	47	10	203	6	209	12	12	325	173	54	552	28	580
構成比(%)	46.5	45.7	50.0	46.6	20.8	45.0	49.7	49.0	33.3	48.3	35.3	47.8	27.9	27.9	47.9	46.5	45.8	47.2	25.9	45.4
進路変更	118	87	25	230	20	250	96	39	14	149	8	157	14	14	214	126	39	379	42	421
構成比(%)	30.6	31.5	28.4	30.7	41.7	31.4	32.7	40.6	46.7	35.5	47.1	35.9	32.6	32.6	31.5	33.9	33.1	32.4	38.9	33.0
病気けが死亡	8	4	7	19	0	19	2	1	1	4	0	4	0	0	10	5	8	23	0	23
構成比(%)	2.1	1.4	8.0	2.5	0.0	2.4	0.7	1.0	3.3	1.0	0.0	0.9	0.0	0.0	1.5	1.3	6.8	2.0	0.0	1.8
経済的理由	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
構成比(%)	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1
家庭の事情	6	6	2	14	2	16	1	0	1	2	2	4	0	0	7	6	3	16	4	20
構成比(%)	1.6	2.2	2.3	1.9	4.2	2.0	0.3	0.0	3.3	0.5	11.8	0.9	0.0	0.0	1.0	1.6	2.5	1.4	3.7	1.6
問題行動等	10	5	0	15	1	16	0	0	0	0	0	0	10	10	10	5	0	15	11	26
構成比(%)	2.6	1.8	0.0	2.0	2.1	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.3	23.3	1.5	1.3	0.0	1.3	10.2	2.0
その他の理由	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	2	2	0	1	0	1	3	4
構成比(%)	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.2	4.7	4.7	0.0	0.3	0.0	0.1	2.8	0.3
退学者計	385	276	88	749	48	797	294	96	30	420	17	437	43	43	679	372	118	1,169	108	1,277
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数	28,846	28,527	27,955	85,328	7,844	93,172	5,873	5,588	5,228	16,689	1,059	17,748	6,869	6,869	34,719	34,115	33,183	102,017	15,772	117,789
退学率(%)	1.3	1.0	0.3	0.9	0.6	0.9	5.0	1.7	0.6	2.5	1.6	2.5	0.6	0.6	2.0	1.1	0.4	1.1	0.7	1.1

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

2 高等学校(定時制)

理由＼学年等	学年制					単位制	計
	1学年	2学年	3学年	4学年	計		
学業不振	3	10	6	1	20	14	34
構成比(%)	4.2	17.2	20.7	8.3	11.7	2.2	4.3
学校生活・学業不適応	46	27	13	9	95	277	372
構成比(%)	63.9	46.6	44.8	75.0	55.6	44.5	46.9
進路変更	22	16	7	1	46	290	336
構成比(%)	30.6	27.6	24.1	8.3	26.9	46.5	42.3
病気けが死亡	0	1	0	0	1	18	19
構成比(%)	0.0	1.7	0.0	0.0	0.6	2.9	2.4
経済的理由	0	0	0	0	0	5	5
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.6
家庭の事情	1	1	3	1	6	13	19
構成比(%)	1.4	1.7	10.3	8.3	3.5	2.1	2.4
問題行動等	0	1	0	0	1	2	3
構成比(%)	0.0	1.7	0.0	0.0	0.6	0.3	0.4
その他の理由	0	2	0	0	2	4	6
構成比(%)	0.0	3.4	0.0	0.0	1.2	0.6	0.8
退学者計	72	58	29	12	171	623	794
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数	463	494	416	349	1,722	8,674	10,396
退学率(%)	15.6	11.7	7.0	3.4	9.9	7.2	7.6

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

3 高等学校(通信制)

理由＼学年等	単位制	計
	学年制	
学業不振	93	93
構成比(%)	41.0	41.0
学校生活・学業不適応	24	24
構成比(%)	10.6	10.6
進路変更	81	81
構成比(%)	35.7	35.7
病気けが死亡	10	10
構成比(%)	4.4	4.4
経済的理由	13	13
構成比(%)	5.7	5.7
家庭の事情	6	6
構成比(%)	2.6	2.6
問題行動等	0	0
構成比(%)	0.0	0.0
その他の理由	0	0
構成比(%)	0.0	0.0
退学者計	227	227
構成比(%)	100.0	100.0
生徒数	1,667	1,667
退学率(%)	13.6	13.6

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

4 特別支援学校(高等部)

理由＼学年等	普通科				専門学科				合計			
	学年制				学年制				学年制			
	1学年	2学年	3学年	計	1学年	2学年	3学年	計	1学年	2学年	3学年	計
学業不振	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
構成比(%)	4.8	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	1.6
学校生活・学業不適応	4	2	0	6	0	0	0	0	4	2	0	6
構成比(%)	19.0	13.3	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	6.9	0.0	9.4
進路変更	13	11	3	27	4	12	1	17	17	23	4	44
構成比(%)	61.9	73.3	50.0	64.3	100.0	85.7	25.0	77.3	68.0	79.3	40.0	68.8
病気けが死亡	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
構成比(%)	0.0	0.0	16.7	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	1.6
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家庭の事情	3	2	2	7	0	2	1	3	3	4	3	10
構成比(%)	14.3	13.3	33.3	16.7	0.0	14.3	25.0	13.6	12.0	13.8	30.0	15.6
問題行動等	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	9.1	0.0	0.0	20.0	3.1
その他の理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
退学者計	21	15	6	42	4	14	4	22	25	29	10	64
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生徒数	1,457	1,381	1,301	4,139	580	573	515	1,668	2,037	1,954	1,816	5,807
退学率(%)	1.4	1.1	0.5	1.0	0.7	2.4	0.8	1.3	1.2	1.5	0.6	1.1

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

◎「理由の説明」

学業不振: 高校入学後、学力不足のために授業の進路についていけず退学した者

学校生活・学業不適応: 当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者

進路変更: 在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者

病気・けが・死亡: 病気がち等の理由のため、欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者

経済的理由: 保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者

家庭の事情: 家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者

問題行動等: 例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者

その他: 理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なもの

高等学校及び特別支援学校(高等部)中途退学者の理由別・年度別内訳(過去5年間) (表5－4)

1 高等学校(全日制)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
普通科	学業不振	84	15.0	68	11.0	103	16.0	85	10.9	135	16.9
	学校生活・学業不適応	204	36.4	364	58.7	309	47.9	361	46.2	359	45.0
	進路変更	213	38.0	129	20.8	192	29.8	285	36.4	250	31.4
	病気けが死亡	22	3.9	28	4.5	19	2.9	22	2.8	19	2.4
	経済的理由	1	0.2	0	0.0	1	0.2	1	0.1	1	0.1
	家庭の事情	14	2.5	18	2.9	13	2.0	16	2.0	16	2.0
	問題行動等	13	2.3	4	0.6	7	1.1	9	1.2	16	2.0
	その他の理由	10	1.8	9	1.5	1	0.2	3	0.4	1	0.1
	退学者計	561	100.0	620	100.0	645	100.0	782	100.0	797	100.0
	生徒数	94,094		92,958		92,651		93,661		93,172	
	退学率	0.6%		0.7%		0.7%		0.8%		0.9%	
専門学科	学業不振	68	22.6	94	22.5	79	19.6	40	9.3	62	14.2
	学校生活・学業不適応	92	30.6	158	37.8	153	38.0	200	46.4	209	47.8
	進路変更	117	38.9	138	33.0	153	38.0	166	38.5	157	35.9
	病気けが死亡	3	1.0	7	1.7	4	1.0	5	1.2	4	0.9
	経済的理由	0	0.0	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	家庭の事情	14	4.7	7	1.7	9	2.2	4	0.9	4	0.9
	問題行動等	3	1.0	8	1.9	4	1.0	4	0.9	0	0.0
	その他の理由	4	1.3	5	1.2	1	0.2	12	2.8	1	0.2
	退学者計	301	100.0	418	100.0	403	100.0	431	100.0	437	100.0
	生徒数	18,872		18,167		17,657		17,698		17,748	
	退学率	1.6%		2.3%		2.3%		2.4%		2.5%	
総合学科	学業不振	17	37.8	8	17.4	1	2.3	2	4.3	5	11.6
	学校生活・学業不適応	14	31.1	14	30.4	28	65.1	24	52.2	12	27.9
	進路変更	12	26.7	14	30.4	11	25.6	11	23.9	14	32.6
	病気けが死亡	2	4.4	9	19.6	2	4.7	2	4.3	0	0.0
	経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	家庭の事情	0	0.0	1	2.2	1	2.3	6	13.0	0	0.0
	問題行動等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.2	10	23.3
	その他の理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.7
	退学者計	45	100.0	46	100.0	43	100.0	46	100.0	43	100.0
	生徒数	6,829		6,779		6,767		6,886		6,869	
	退学率	0.7%		0.7%		0.6%		0.7%		0.6%	
合計	学業不振	169	18.6	170	15.7	183	16.8	127	10.1	202	15.8
	学校生活・学業不適応	310	34.2	536	49.4	490	44.9	585	46.5	580	45.4
	進路変更	342	37.7	281	25.9	356	32.6	462	36.7	421	33.0
	病気けが死亡	27	3.0	44	4.1	25	2.3	29	2.3	23	1.8
	経済的理由	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
	家庭の事情	28	3.1	26	2.4	23	2.1	26	2.1	20	1.6
	問題行動等	16	1.8	12	1.1	11	1.0	14	1.1	26	2.0
	その他の理由	14	1.5	14	1.3	2	0.2	15	1.2	4	0.3
	退学者計	907	100.0	1,084	100.0	1,091	100.0	1,259	100.0	1,277	100.0
	生徒数	119,795		117,904		117,075		118,245		117,789	
	退学率	0.8%		0.9%		0.9%		1.1%		1.1%	

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

2 高等学校(定時制)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	69	12.4	53	7.6	22	2.8	57	7.9	34	4.3
学校生活・学業不適応	203	36.6	318	45.6	395	50.9	310	42.9	372	46.9
進路変更	241	43.4	245	35.2	297	38.3	287	39.8	336	42.3
病気けが死亡	9	1.6	26	3.7	23	3.0	14	1.9	19	2.4
経済的理由	1	0.2	4	0.6	3	0.4	0	0.0	5	0.6
家庭の事情	11	2.0	26	3.7	21	2.7	21	2.9	19	2.4
問題行動等	7	1.3	5	0.7	11	1.4	14	1.9	3	0.4
その他の理由	14	2.5	20	2.9	4	0.5	19	2.6	6	0.8
退学者計	555	100.0	697	100.0	776	100.0	722	100.0	794	100.0
生徒数	9,784		9,718		9,361		9,927		10,396	
退学率	5.7%		7.2%		8.3%		7.3%		7.6%	

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

3 高等学校(通信制)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	－	－	21	8.8	37	17.3	79	33.5	93	41.0
学校生活・学業不適応	－	－	107	44.6	80	37.4	67	28.4	24	10.6
進路変更	－	－	77	32.1	84	39.3	66	28.0	81	35.7
病気けが死亡	－	－	1	0.4	7	3.3	17	7.2	10	4.4
経済的理由	－	－	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	5.7
家庭の事情	－	－	0	0.0	5	2.3	2	0.8	6	2.6
問題行動等	－	－	0	0.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0
その他の理由	－	－	34	14.2	0	0.0	5	2.1	0	0.0
退学者計	－	－	240	100.0	214	100.0	236	100.0	227	100.0
生徒数	－		1,570		1,688		1,718		1,667	
退学率	－		15.3%		12.7%		13.7%		13.6%	

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

4 特別支援学校(高等部)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)	退学者数	構成比(%)
学業不振	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1.6
学校生活・学業不適応	－	－	－	－	－	－	－	－	6	9.4
進路変更	－	－	－	－	－	－	－	－	44	68.8
病気けが死亡	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1.6
経済的理由	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
家庭の事情	－	－	－	－	－	－	－	－	10	15.6
問題行動等	－	－	－	－	－	－	－	－	2	3.1
その他の理由	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
退学者計	－	－	－	－	－	－	－	－	64	100.0
生徒数	－		－		－		－		5,807	
退学率	－		－		－		－		1.1%	

※ 生徒数：令和7年4月1日現在

(3) 高等学校（通信制を除く）及び特別支援学校（高等部）中途退学者数・退学率の推移

図17

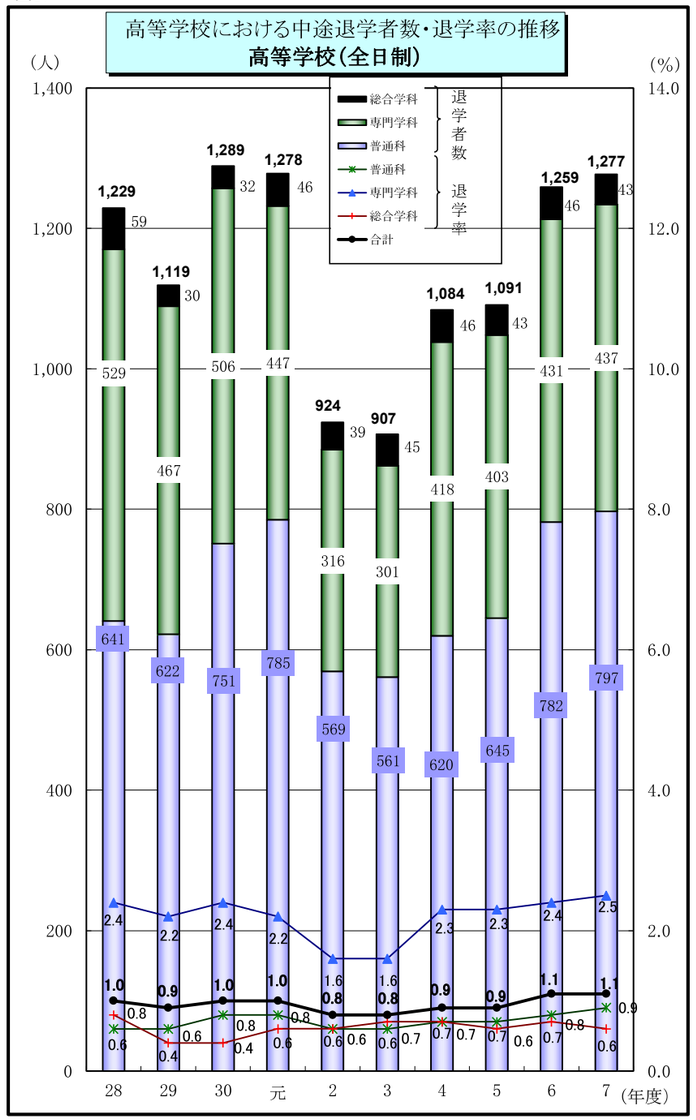


図18

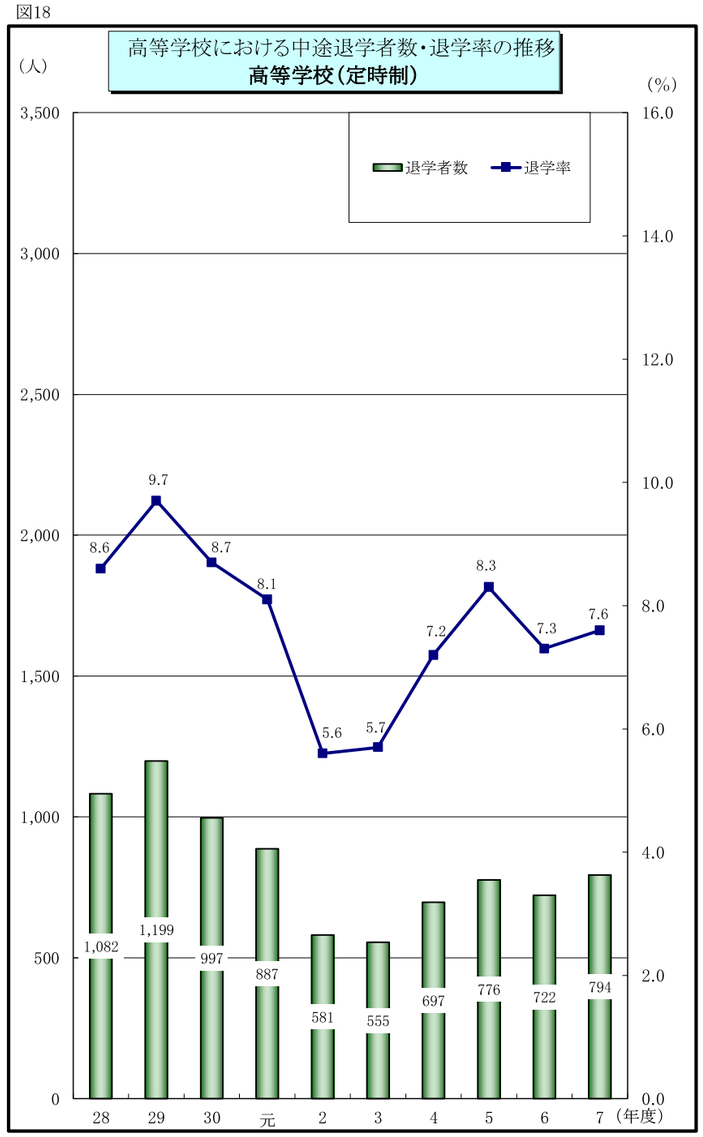
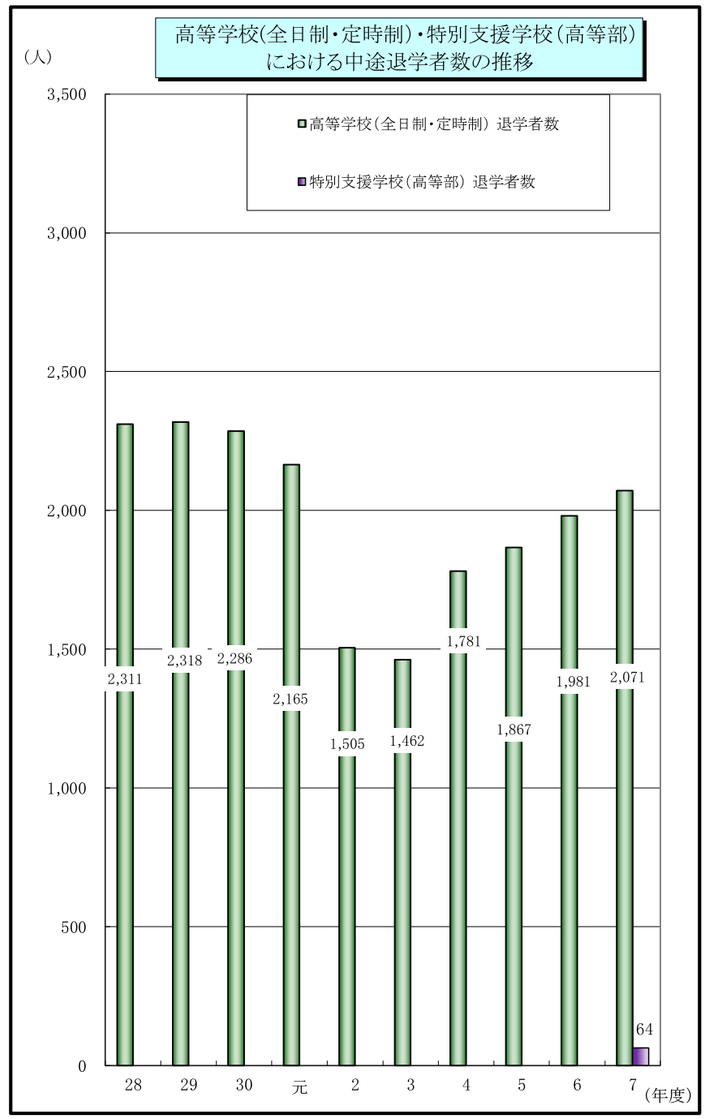


図19



(4)　高等学校及び特別支援学校（高等部）原級留置者の状況・推移

高等学校及び特別支援学校(高等部)原級留置者の状況　(表5－5)

1　高等学校(全日制)

区分		普通科	専門学科	合計
第1学年	生　徒　数	28,846	5,873	34,719
	原級留置者	54	46	100
	率　(%)	0.2	0.8	0.3
第2学年	生　徒　数	28,527	5,588	34,115
	原級留置者	45	13	58
	率　(%)	0.2	0.2	0.2
第3学年	生　徒　数	27,955	5,228	33,183
	原級留置者	4	3	7
	率(%)	0.01	0.1	0.02
計	生　徒　数	85,328	16,689	102,017
	原級留置者	103	62	165
	率　(%)	0.1	0.4	0.2

※　単位制の高校を除く
※　生徒数:令和7年4月1日現在

2　高等学校(定時制)

第1学年	生　徒　数	463
	原級留置者	10
	率　(%)	2.2
第2学年	生　徒　数	494
	原級留置者	8
	率　(%)	1.6
第3学年	生　徒　数	416
	原級留置者	6
	率　(%)	1.4
第4学年	生　徒　数	349
	原級留置者	1
	率　(%)	0.3
計	生　徒　数	1,722
	原級留置者	25
	率　(%)	1.5

※　単位制の高校を除く
※　生徒数:令和7年4月1日現在

3　特別支援学校(高等部)

区分		普通科	専門学科	合計
第1学年	生　徒　数	1,457	580	2,037
	原級留置者	0	0	0
	率　(%)	0.0	0.0	0.0
第2学年	生　徒　数	1,381	573	1,954
	原級留置者	0	0	0
	率　(%)	0.0	0.0	0.0
第3学年	生　徒　数	1,301	515	1,816
	原級留置者	0	0	0
	率(%)	0.0	0.0	0.0
計	生　徒　数	4,139	1,668	5,807
	原級留置者	0	0	0
	率　(%)	0.0	0.0	0.0

※生徒数：令和7年4月1日現在

高等学校及び特別支援学校(高等部)原級留置者の推移(過去5年間)　(表5－6)

1　高等学校(全日制)

年度	普通科			専門学科			合　計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
3年度	86,191	127	0.1	17,793	38	0.2	103,984	165	0.2
4年度	85,205	214	0.3	17,141	40	0.2	102,346	254	0.2
5年度	84,964	217	0.3	16,657	36	0.2	101,621	253	0.2
6年度	85,790	132	0.2	16,678	39	0.2	102,468	171	0.2
7年度	85,328	103	0.1	16,689	62	0.4	102,017	165	0.2

※　単位制の高校を除く
※　生徒数:令和7年4月1日現在

2　高等学校(定時制)

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
3年度	2,339	44	1.9
4年度	2,032	56	2.8
5年度	1,840	62	3.4
6年度	1,745	71	4.1
7年度	1,722	25	1.5

※　単位制の高校を除く
※　生徒数:令和7年4月1日現在

3　特別支援学校(高等部)

	生徒数	原級留置者	率(%)
3年度	－	－	－
4年度	－	－	－
5年度	－	－	－
6年度	－	－	－
7年度	5,807	0	0.0

※　生徒数:令和7年4月1日現在

第Ⅵ章　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における自殺の状況

1　資料

(1)　自殺に係る調査を実施した件数　（表６－１）

校種	人数
小学校	1
中学校	14
高等学校	22
特別支援学校	
小学部	0
中学部	0
高等部	0

第Ⅶ章　出席停止の措置の状況

1　資料

(1)　出席停止の措置が採られた小中学校数　（表７－１）

区分	学校数
小学校	0
中学校	0